

◎障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件

新旧対照条文

○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>一 指定障害福祉サービス等（障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。）第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス等という。以下同じ。）及び基準該当障害福祉サービス（法第三十条第一項第二号に掲げる基準該当障害福祉サービスをいう。以下同じ。）に要する費用の額は、別表介護給付費等単位数表第1から第4まで及び第6から第16までにより算定する単位数に別に厚生労働大臣が定める一単位の単価を乗じて得た額又は同表第5により算定する単位数に十円を乗じて得た額を算定するものとする。</p> <p>二（略）</p>	<p>一 指定障害福祉サービス等（障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。）第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス等という。以下同じ。）及び基準該当障害福祉サービス（法第三十条第一項第二号に掲げる基準該当障害福祉サービスをいう。以下同じ。）に要する費用の額は、別表介護給付費等単位数表第1から第4まで及び第6から第17までにより算定する単位数に別に厚生労働大臣が定める一単位の単価を乗じて得た額又は同表第5により算定する単位数に十円を乗じて得た額を算定するものとする。</p> <p>二（略）</p>
<p>別表 介護給付費等単位数表 第1 居宅介護 1 居宅介護サービス費 イ・ロ（略） ハ 家事援助が中心である場合</p>	<p>別表 介護給付費等単位数表 第1 居宅介護 1 居宅介護サービス費 イ・ロ（略） ハ 家事援助が中心である場合</p>

- (1) 所要時間30分未満の場合 104単位
- (2) 所要時間30分以上45分未満の場合 151単位
- (3) 所要時間45分以上1時間未満の場合 195単位
- (4) 所要時間1時間以上1時間15分未満 236単位
- (5) 所要時間1時間15分以上1時間30分未満の場合 273単位
- (6) 所要時間1時間30分以上の場合 308単位に所要時間1時間30分から計算して所要時間15分を増すごとに35単位を加算した単位数

ニ 通院等介助（身体介護を伴わない場合）が中心である場合

- (1) 所要時間30分未満の場合 104単位
- (2) 所要時間30分以上1時間未満の場合 195単位
- (3) 所要時間1時間以上1時間30分未満の場合 273単位
- (4) 所要時間1時間30分以上の場合 343単位に所要時間1時間30分から計算して所要時間30分を増すごとに70単位を加算した単位数

ホ (略)

注1 イ、ニ及びホについては、区分1（障害程度区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成18年厚生労働省令第40号。以下「区分省令」という。）第2条第1号に掲げる区分1をいう。以下同じ。）以上（障害児にあつては、これに相当する心身の状態とする。注3において同じ。）に該当する利用者（障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号。以下「指定障害福祉サービス基準」という。）第2条第1号に掲げる利用者をいう。以下同じ。）に対して、指定障害福祉サービス基準第5条第1項に規定する指定居宅介護事業

- (1) 所要時間30分未満の場合 105単位
- (2) 所要時間30分以上1時間未満の場合 197単位
- (3) 所要時間1時間以上1時間30分未満の場合 276単位

- (4) 所要時間1時間30分以上の場合 346単位に所要時間1時間30分から計算して所要時間30分を増すごとに70単位を加算した単位数

ニ 通院等介助（身体介護を伴わない場合）が中心である場合

- (1) 所要時間30分未満の場合 105単位
- (2) 所要時間30分以上1時間未満の場合 197単位
- (3) 所要時間1時間以上1時間30分未満の場合 276単位
- (4) 所要時間1時間30分以上の場合 346単位に所要時間1時間30分から計算して所要時間30分を増すごとに70単位を加算した単位数

ホ (略)

注1 イ、ニ及びホについては、区分1（障害程度区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成18年厚生労働省令第40号。以下「区分省令」という。）第2条第1号に掲げる区分1をいう。以下同じ。）以上（障害児にあつては、これに相当する心身の状態とする。注3において同じ。）に該当する利用者（障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号。以下「指定障害福祉サービス基準」という。）第2条第1号に掲げる利用者をいう。以下同じ。）に対して、指定障害福祉サービス基準第5条第1項に規定する指定居宅介護事業

所（以下「指定居宅介護事業所」という。）の従業者（同項に規定する従業者をいう。）又は指定障害福祉サービス基準第44条第1項に規定する基準該当居宅介護事業所（以下「基準該当居宅介護事業所」という。）の従業者（同項に規定する従業者をいう。）（注4、注10、注13及び注14において「居宅介護従業者」という。）が、指定障害福祉サービス基準第4条第1項に規定する指定居宅介護（以下「指定居宅介護」という。）又は指定障害福祉サービス基準第44条第1項に規定する基準該当居宅介護（以下「基準該当居宅介護」という。）を行った場合に、所定単位数を算定する。

2 ロについては、次の(1)及び(2)のいずれにも該当する心身の状態（障害児にあつては、これに相当する心身の状態）にある利用者に対して、通院等介助（通院等又は官公署（国、都道府県及び市町村の機関、外国公館（外国の大使館、公使館、領事館その他これに準ずる施設をいう。）並びに指定地域移行支援事業所（障害者自立支援法に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第 号。以下「指定相談基準」という。）第3条に規定する指定地域移行支援事業所をいう。））、指定地域定着支援事業所（指定相談基準第40条において適用する第3条に規定する指定地域定着支援事業所をいう。））、指定特定相談支援事業所（障害者自立支援法に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第 号）第3条に規定する指定特定相談支援事業者をいう。）及び指定障害児相談支援事業所（児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人

所（以下「指定居宅介護事業所」という。）の従業者（同項に規定する従業者をいう。）又は指定障害福祉サービス基準第44条第1項に規定する基準該当居宅介護事業所（以下「指定居宅介護事業所等」という。）の従業者（同項に規定する従業者をいう。）（注4、注10、注13及び注14において「居宅介護従業者」という。）が、指定障害福祉サービス基準第4条第1項に規定する指定居宅介護（以下「指定居宅介護」という。）又は指定障害福祉サービス基準第44条第1項に規定する基準該当居宅介護（以下「指定居宅介護等」という。）を行った場合に、所定単位数を算定する。

2 ロについては、次の(1)及び(2)のいずれにも該当する心身の状態（障害児にあつては、これに相当する心身の状態）にある利用者に対して、通院等介助（通院等又は官公署（国、都道府県及び市町村の機関、外国公館（外国の大使館、公使館、領事館その他これに準ずる施設をいう。）並びに指定相談支援事業所）への移動（公的手続又は障害福祉サービスの利用に係る相談のために利用する場合に限る。以下単に「通院等」という。）のための屋内外における移動等の介助又は通院先等での受診等の手続、移動等の介助をいう。注6及び注8において同じ。）（身体介護を伴う場合）が中心である指定居宅介護等を行った場合に、所定単位数を算定する。

）第3条に規定する指定障害児相談支援事業所をいう。）

）への移動（公的手続又は障害福祉サービスの利用に係る相談のために利用する場合に限る。以下単に「通院等」という。）のための屋内外における移動等の介助又は通院先等での受診等の手続、移動等の介助をいう。注6及び注8において同じ。）（身体介護を伴う場合）が中心である指定居宅介護等を行った場合に、所定単位数を算定する。

(1)・(2) (略)

3・4 (略)

5 イについては、別に厚生労働大臣が定める者が、居宅における身体介護（入浴、排せつ、食事等の介護をいう。以下この注5において同じ。）が中心である指定居宅介護等を行った場合に、所定単位数を算定する。ただし、次の(1)又は(2)に掲げる場合にあつては、所定単位数に代えて、それぞれ(1)又は(2)に掲げる単位数を算定する。

(1) (略)

(2) 別に厚生労働大臣が定める者が居宅における身体介護が中心である指定居宅介護等を行った場合 次の(イ)又は(ロ)に掲げる所要時間に応じ、それぞれ(イ)又は(ロ)に掲げる単位数

(イ) (略)

(ロ) 所要時間3時間以上の場合 625単位に所要時間3時間から計算して所要時間30分を増すごとに83単位を加算した単位数

6 ロについては、別に厚生労働大臣が定める者が、通院等介助（身体介護を伴う場合）が中心である指定居宅介護等

(1)・(2) (略)

3・4 (略)

5 イについては、別に厚生労働大臣が定める者が、居宅における身体介護（入浴、排せつ、食事等の介護をいう。以下この注5において同じ。）が中心である指定居宅介護等を行った場合に、所定単位数を算定する。ただし、次の(1)又は(2)に掲げる場合にあつては、所定単位数に代えて、それぞれ(1)又は(2)に掲げる単位数を算定する。

(1) (略)

(2) 別に厚生労働大臣が定める者が居宅における身体介護が中心である指定居宅介護等を行った場合 次の(イ)又は(ロ)に掲げる所要時間に応じ、それぞれ(イ)又は(ロ)に掲げる単位数

(イ) (略)

(ロ) 所要時間3時間以上の場合 630単位に所要時間3時間から計算して所要時間30分を増すごとに83単位を加算した単位数

6 ロについては、別に厚生労働大臣が定める者が、通院等介助（身体介護を伴う場合）が中心である指定居宅介護等

を行った場合に、所定単位数を算定する。ただし、次の(1)又は(2)に掲げる場合にあつては、所定単位数に代えて、それぞれ(1)又は(2)に掲げる単位数を算定する。

(1) (略)

(2) 別に厚生労働大臣が定める者が通院等介助（身体介護を伴う場合）が中心である指定居宅介護等を行った場合 次の(一)又は(二)に掲げる所要時間に応じ、それぞれ(一)又は(二)に掲げる単位数

(一) (略)

(二) 所要時間3時間以上の場合 625単位に所要時間3時間から計算して所要時間30分を増すごとに83単位を加算した単位数

7～12 (略)

13 別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、指定居宅介護事業所又は基準該当居宅介護事業所（以下「指定居宅介護事業所等」という。）の居宅介護従業者が指定居宅介護等を行った場合にあつては、1回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算する。

14 (略)

15 利用者が居宅介護以外の障害福祉サービスを受けている間（第9の1の注5の適用を受けている間（指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項又は第2項の規定の適用を受ける利用者に限る。）又は同ホの経過的居宅介護利用型共同生活介護サービス費を受けている間を除く。）又は指定通所支援（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項に規定する指定通所支援をいう。以下同

を行った場合に、所定単位数を算定する。ただし、次の(1)又は(2)に掲げる場合にあつては、所定単位数に代えて、それぞれ(1)又は(2)に掲げる単位数を算定する。

(1) (略)

(2) 別に厚生労働大臣が定める者が通院等介助（身体介護を伴う場合）が中心である指定居宅介護等を行った場合 次の(一)又は(二)に掲げる所要時間に応じ、それぞれ(一)又は(二)に掲げる単位数

(一) (略)

(二) 所要時間3時間以上の場合 630単位に所要時間3時間から計算して所要時間30分を増すごとに83単位を加算した単位数

7～12 (略)

13 別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、指定居宅介護事業所等の居宅介護従業者が指定居宅介護等を行った場合にあつては、1回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算する。

14 (略)

15 利用者が居宅介護以外の障害福祉サービスを受けている間（第10の1の注5の適用を受けている間（指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項又は第2項の規定の適用を受ける利用者に限る。）又は同ホの経過的居宅介護利用型共同生活介護サービス費を受けている間を除く。）若しくは旧法施設支援（法附則第20条に規定する旧法施設支援をいう。以下同じ。）を受けている間又は児童福祉施設

じ。)若しくは指定入所支援(同法第24条の2に規定する指定入所支援をいう。以下同じ。)を受けている間は、居宅介護サービス費は、算定しない。

2・3 (略)

4 喀痰吸引等支援体制加算

100単位

注 指定居宅介護事業所等において、喀痰吸引等(社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)第2条第2項に規定する喀痰吸引等をいう。以下同じ。)が必要な者に対して、登録特定行為事業者(同法附則第20条第2項において準用する同法第19条に規定する登録特定行為事業者をいう。以下同じ。)の認定特定行為業務従事者(同法附則第3条第1項に規定する認定特定行為業務従事者をいう。以下同じ。)が、喀痰吸引等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、1の注12の(1)の特定事業所加算(1)を算定している場合は、算定しない。

5 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定居宅介護事業所等(国、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法(平成14年法律第167号)第11条第1号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設(以下「のぞみの園」という。)又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。6において同じ。)が、利用者に対し、指定居宅介護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算

(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条に規定する児童福祉施設をいう。以下同じ。)に入所(通所による入所を含む。)している間は、居宅介護サービス費は、算定しない。

2・3 (略)

定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 1から4までにより算定した単位数の1000分の123に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) イにより算定した単位数の100分の90に相当する単位数

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) イにより算定した単位数の100分の80に相当する単位数

6 福祉・介護職員処遇改善特別加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定居宅介護事業所等が、利用者に対し、指定居宅介護等を行った場合に、1から4までにより算定した単位数の1000分の41に相当する単位数を所定単位数に加算する。ただし、5の福祉・介護職員処遇改善加算を算定している場合にあつては、算定しない。

第2 重度訪問介護

1 重度訪問介護サービスマス

イ	所要時間 1時間未満の場合	181単位
ロ	所要時間 1時間以上 1時間30分未満の場合	271単位
ハ	所要時間 1時間30分以上 2時間未満の場合	362単位
ニ	所要時間 2時間以上 2時間30分未満の場合	452単位
ホ	所要時間 2時間30分以上 3時間未満の場合	542単位
ヘ	所要時間 3時間以上 3時間30分未満の場合	632単位
ト	所要時間 3時間30分以上 4時間未満の場合	723単位
チ	所要時間 4時間以上 8時間未満の場合	808単位に所要時間 4

第2 重度訪問介護

1 重度訪問介護サービスマス

イ	所要時間 1時間未満の場合	183単位
ロ	所要時間 1時間以上 1時間30分未満の場合	274単位
ハ	所要時間 1時間30分以上 2時間未満の場合	365単位
ニ	所要時間 2時間以上 2時間30分未満の場合	456単位
ホ	所要時間 2時間30分以上 3時間未満の場合	547単位
ヘ	所要時間 3時間以上 3時間30分未満の場合	638単位
ト	所要時間 3時間30分以上 4時間未満の場合	729単位
チ	所要時間 4時間以上 8時間未満の場合	814単位に所要時間 4

<p>時間から計算して所要時間30分を増すごとに85単位を加算した 単位数</p>	<p>時間から計算して所要時間30分を増すごとに85単位を加算した 単位数</p>
<p>リ 所要時8時間以上12時間未満の場合 <u>1,488単位</u>に所要時間8 時間から計算して所要時間30分を増すごとに<u>85単位</u>を加算した 単位数</p>	<p>リ 所要時8時間以上12時間未満の場合 <u>1,495単位</u>に所要時間8 時間から計算して所要時間30分を増すごとに<u>86単位</u>を加算した 単位数</p>
<p>ヌ 所要時間12時間以上16時間未満の場合 <u>2,163単位</u>に所要時間 12時間から計算して所要時間30分を増すごとに<u>80単位</u>を加算し た単位数</p>	<p>ヌ 所要時間12時間以上16時間未満の場合 <u>2,178単位</u>に所要時間 12時間から計算して所要時間30分を増すごとに<u>81単位</u>を加算し た単位数</p>
<p>ル 所要時間16時間以上20時間未満の場合 <u>2,809単位</u>に所要時間 16時間から計算して所要時間30分を増すごとに<u>86単位</u>を加算し た単位数</p>	<p>ル 所要時間16時間以上20時間未満の場合 <u>2,831単位</u>に所要時間 16時間から計算して所要時間30分を増すごとに<u>86単位</u>を加算し た単位数</p>
<p>ヲ 所要時間20時間以上24時間未満の場合 <u>3,491単位</u>に所要時間 20時間から計算して所要時間30分を増すごとに<u>80単位</u>を加算し た単位数</p>	<p>ヲ 所要時間20時間以上24時間未満の場合 <u>3,514単位</u>に所要時間 20時間から計算して所要時間30分を増すごとに<u>81単位</u>を加算し た単位数</p>
<p>注1～4 (略)</p>	<p>注1～4 (略)</p>
<p>5 別に厚生労働大臣が定める者が、<u>第8</u>の注1に規定する 利用者の心身の状態に相当する心身の状態にある者につき 、指定重度訪問介護等を行った場合に、所定単位数の100分 の15に相当する単位数を所定単位数に加算する。</p>	<p>5 別に厚生労働大臣が定める者が、<u>第9</u>の注1に規定する 利用者の心身の状態に相当する心身の状態にある者につき 、指定重度訪問介護等を行った場合に、所定単位数の100分 の15に相当する単位数を所定単位数に加算する。</p>
<p>6～11 (略)</p>	<p>6～11 (略)</p>
<p>12 利用者が重度訪問介護以外の障害福祉サービスを受けて いる間 (<u>第9</u>の1の注5の適用を受けている間 (指定障害 福祉サービス基準附則第18条の2第1項又は第2項の規定 の適用を受ける利用者に限る。)) 又は同ホの経過的居宅介 護利用型共同生活介護サービス費を受けている間を除く。) は、重度訪問介護サービス費は、算定しない。</p>	<p>12 利用者が重度訪問介護以外の障害福祉サービスを受けて いる間 (<u>第10</u>の1の注5の適用を受けている間 (指定障害 福祉サービス基準附則第18条の2第1項又は第2項の規定 の適用を受ける利用者に限る。)) 又は同ホの経過的居宅介 護利用型共同生活介護サービス費を受けている間を除く。) <u>又は旧法施設支援を受けている間</u>は、重度訪問介護サー ビス費は、算定しない。</p>

2～4 (略)

5 喀痰吸引等支援体制加算

100単位

注 指定重度訪問介護事業所等において、喀痰吸引等が必要な者に対して、登録特定行為事業者の認定特定行為従事者が、喀痰吸引等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、1の注9の(1)の特定事業所加算(1)を算定している場合は、算定しない。

6 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定重度訪問介護事業所等(国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。7において同じ。)が、利用者に対し、指定重度訪問介護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 1から5までにより算定した単位数の1000分の78に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) イにより算定した単位数の100分の90に相当する単位数

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) イにより算定した単位数の100分の80に相当する単位数

7 福祉・介護職員処遇改善特別加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定重度訪問介護事業

2～4 (略)

所等が、利用者に対し、指定重度訪問介護等を行った場合に、1から5までにより算定した単位数の1000分の26に相当する単位数を所定単位数に加算する。ただし、6の福祉・介護職員処遇改善加算を算定している場合にあつては、算定しない。

第3 同行援護

1 同行援護サービス費

イ・ロ (略)

注1～9 (略)

10 利用者が同行援護以外の障害福祉サービスを受けている間又は指定通所支援若しくは指定入所支援を受けている間は、同行援護サービス費は、算定しない。

2・3 (略)

4 喀痰吸引等支援体制加算

100単位

注 指定同行援護事業所等において、喀痰吸引等が必要な者に対して、登録特定行為事業者の認定特定行為従事者が、喀痰吸引等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、1の注7の(1)の特定事業所加算(1)を算定している場合は、算定しない。

5 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定同行援護事業所等(国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。6において同じ。)が、利用者に対し、指定同行援護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している

第3 同行援護

1 同行援護サービス費

イ・ロ (略)

注1～9 (略)

10 利用者が同行援護以外の障害福祉サービスを受けている間若しくは旧法施設支援を受けている間又は児童福祉施設に入所(通所による入所を含む。)している間は、同行援護サービス費は、算定しない。

2・3 (略)

場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 1から4までにより算定した単位数の1000分の123に相当する単位数
- ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) イにより算定した単位数の100分の90に相当する単位数
- ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) イにより算定した単位数の100分の80に相当する単位数

6 福祉・介護職員処遇改善特別加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定同行援護事業所等が、利用者に対し、指定同行援護等を行った場合に、1から4までにより算定した単位数の1000分の41に相当する単位数を所定単位数に加算する。ただし、5の福祉・介護職員処遇改善加算を算定している場合にあつては、算定しない。

第4 行動援護

1 行動援護サービスマニ

- イ 所要時間30分未満の場合 251単位
- ロ 所要時間30分以上1時間未満の場合 398単位
- ハ 所要時間1時間以上1時間30分未満の場合 579単位
- ニ 所要時間1時間30分以上2時間未満の場合 726単位
- ホ 所要時間2時間以上2時間30分未満の場合 872単位
- ヘ 所要時間2時間30分以上3時間未満の場合 1,019単位
- ト 所要時間3時間以上3時間30分未満の場合 1,166単位
- チ 所要時間3時間30分以上4時間未満の場合 1,313単位
- リ 所要時間4時間以上4時間30分未満の場合 1,460単位
- ヌ 所要時間4時間30分以上5時間未満の場合 1,607単位

第4 行動援護

1 行動援護サービスマニ

- イ 所要時間30分未満の場合 254単位
- ロ 所要時間30分以上1時間未満の場合 402単位
- ハ 所要時間1時間以上1時間30分未満の場合 584単位
- ニ 所要時間1時間30分以上2時間未満の場合 732単位
- ホ 所要時間2時間以上2時間30分未満の場合 880単位
- ヘ 所要時間2時間30分以上3時間未満の場合 1,028単位
- ト 所要時間3時間以上3時間30分未満の場合 1,176単位
- チ 所要時間3時間30分以上4時間未満の場合 1,324単位
- リ 所要時間4時間以上4時間30分未満の場合 1,472単位
- ヌ 所要時間4時間30分以上5時間未満の場合 1,620単位

ル	所要時間 5 時間以上 5 時間30分未満の場合	1,753単位
ヲ	所要時間 5 時間30分以上 6 時間未満の場合	1,900単位
ヅ	所要時間 6 時間以上 6 時間30分未満の場合	2,047単位
カ	所要時間 6 時間30分以上 7 時間未満の場合	2,194単位
ヨ	所要時間 7 時間以上 7 時間30分未満の場合	2,341単位
タ	所要時間 7 時間30分以上の場合	2,487単位

注 1～8 (略)

9 利用者が行動援護以外の障害福祉サービスを受けている間又は指定通所支援若しくは指定入所支援を受けている間は、行動援護サービス費は、算定しない。

2・3 (略)

4 喀痰吸引等支援体制加算

100単位

注 指定行動援護事業所等において、喀痰吸引等が必要な者に対して、登録特定行為事業者の認定特定行為従事者が、喀痰吸引等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、1の注6の(1)の特定事業所加算(1)を算定している場合は、算定しない。

5 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定行動援護事業所等(国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。6において同じ。)が、利用者に対し、指定行動援護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

ル	所要時間 5 時間以上 5 時間30分未満の場合	1,768単位
ヲ	所要時間 5 時間30分以上 6 時間未満の場合	1,916単位
ヅ	所要時間 6 時間以上 6 時間30分未満の場合	2,064単位
カ	所要時間 6 時間30分以上 7 時間未満の場合	2,212単位
ヨ	所要時間 7 時間以上 7 時間30分未満の場合	2,360単位
タ	所要時間 7 時間30分以上の場合	2,508単位

注 1～8 (略)

9 利用者が行動援護以外の障害福祉サービスを受けている間若しくは旧法施設支援を受けている間又は児童福祉施設に入所(通所による入所を含む。)している間は、行動援護サービス費は、算定しない。

2・3 (略)

イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 1から4までにより算定した単位数の1000分の103に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) イにより算定した単位数の100分の90に相当する単位数

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) イにより算定した単位数の100分の80に相当する単位数

6 福祉・介護職員処遇改善特別加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定行動援護事業所等が、利用者に対し、指定行動援護等を行った場合に、1から4までにより算定した単位数の1000分の34に相当する単位数を所定単位数に加算する。ただし、5の福祉・介護職員処遇改善加算を算定している場合にあつては、算定しない。

第5 療養介護

1 療養介護サービス費 (1日につき)

イ 療養介護サービス費

(1) 療養介護サービス費(Ⅰ)

イ 利用定員が40人以下 896単位

ロ 利用定員が41人以上60人以下 877単位

ハ 利用定員が61人以上80人以下 861単位

ニ 利用定員が81人以上 850単位

(2) 療養介護サービス費(Ⅱ)

イ 利用定員が40人以下 653単位

ロ 利用定員が41人以上60人以下 623単位

ハ 利用定員が61人以上80人以下 599単位

ニ 利用定員が81人以上 586単位

第5 療養介護

1 療養介護サービス費 (1日につき)

イ 療養介護サービス費(Ⅰ)

(1) 利用定員が40人以下 904単位

(2) 利用定員が41人以上60人以下 885単位

(3) 利用定員が61人以上80人以下 868単位

(4) 利用定員が81人以上 857単位

<u>(3) 療養介護サービズ費 (III)</u>	
<u>㊶</u> 利用定員が40人以下	<u>516</u> 単位
<u>㊷</u> 利用定員が41人以上60人以下	<u>491</u> 単位
<u>㊸</u> 利用定員が61人以上80人以下	<u>480</u> 単位
<u>㊹</u> 利用定員が81人以上	<u>472</u> 単位
<u>(4) 療養介護サービズ費 (IV)</u>	
<u>㊶</u> 利用定員が40人以下	<u>413</u> 単位
<u>㊷</u> 利用定員が41人以上60人以下	<u>381</u> 単位
<u>㊸</u> 利用定員が61人以上80人以下	<u>368</u> 単位
<u>㊹</u> 利用定員が81人以上	<u>359</u> 単位
<u>(5) 療養介護サービズ費 (V)</u>	
<u>㊶</u> 利用定員が40人以下	<u>413</u> 単位
<u>㊷</u> 利用定員が41人以上60人以下	<u>381</u> 単位
<u>㊸</u> 利用定員が61人以上80人以下	<u>368</u> 単位
<u>㊹</u> 利用定員が81人以上	<u>359</u> 単位
<u>ロ 経過の療養介護サービズ費</u>	
<u>(1) 経過の療養介護サービズ費 (I)</u>	
<u>㊶</u> 利用定員が40人以下	<u>867</u> 単位
<u>㊷</u> 利用定員が41人以上60人以下	<u>867</u> 単位
<u>㊸</u> 利用定員が61人以上80人以下	<u>861</u> 単位
<u>㊹</u> 利用定員が81人以上	<u>850</u> 単位
<u>(2) 経過の療養介護サービズ費 (II)</u>	<u>586</u> 単位

<u>ロ 療養介護サービズ費 (III)</u>	
<u>(1) 利用定員が40人以下</u>	<u>659</u> 単位
<u>(2) 利用定員が41人以上60人以下</u>	<u>629</u> 単位
<u>(3) 利用定員が61人以上80人以下</u>	<u>604</u> 単位
<u>(4) 利用定員が81人以上</u>	<u>591</u> 単位
<u>ハ 療養介護サービズ費 (III)</u>	
<u>(1) 利用定員が40人以下</u>	<u>521</u> 単位
<u>(2) 利用定員が41人以上60人以下</u>	<u>495</u> 単位
<u>(3) 利用定員が61人以上80人以下</u>	<u>484</u> 単位
<u>(4) 利用定員が81人以上</u>	<u>476</u> 単位

三 療養介護サービス費 (V)

- | | | |
|-----|-----------------|-------|
| (1) | 利用定員が40人以下 | 417単位 |
| (2) | 利用定員が41人以上60人以下 | 385単位 |
| (3) | 利用定員が61人以上80人以下 | 371単位 |
| (4) | 利用定員が81人以上 | 362単位 |

ホ 療養介護サービス費 (V)

- | | | |
|-----|-----------------|-------|
| (1) | 利用定員が40人以下 | 417単位 |
| (2) | 利用定員が41人以上60人以下 | 385単位 |
| (3) | 利用定員が61人以上80人以下 | 371単位 |
| (4) | 利用定員が81人以上 | 362単位 |

注1 イから三までについては、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する利用者に対して、指定療養介護（指定障害福祉サービス基準第49条に規定する指定療養介護をいう。以下同じ。）を行った場合に、所定単位数を算定する。

- (1)・(2) (略)

注1 イの(1)から(4)までについては、次の(1)から(3)までの

いずれかに該当する利用者に対して、指定療養介護（指定障害福祉サービス基準第49条に規定する指定療養介護をいう。以下同じ。）を行った場合に、所定単位数を算定する。

- (1)・(2) (略)

(3) 平成24年3月31日において現に存する重症心身障害児施設（障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成22年法律第71号）第5条による改正前の児童福祉法（以下「旧児童福祉法」という。）第43条の4に規定する重症心身障害児施設をいう。以下同じ。）に入所した者又は指定医療機関（旧児童福祉法第7条第6項に規定する指定医療機関をいう。以下同じ。）に入院した者であつて、平成24年4月1日以降指定療養介護事業所（指定障害福祉サービス基準第50条第1項に規定する

指定療養介護事業所をいう。以下同じ。）を利用するものであること。

- 2 イの(5)については、別に厚生労働大臣が定める者であつて、区分4以下に該当する者又は区分1から区分6までのいずれにも該当しない者に対して、指定療養介護を行った場合に、所定単位数を算定する。

- 3 イの(1)については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、かつ、区分6に該当する者が利用者（注2、注8又は注9に定める者を除く。）の数の合計数の100分の50以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定療養介護の単位（指定療養介護であつて、その提供が一又は複数の利用者に対して行われるものをいう。以下同じ。）において、指定療養介護の提供を行った場合に、指定障害福祉サービス基準第67条に規定する運営規程に定められている利用定員（注4から注8まで及び4の注1及び注2において「利用定員」という。）に及び、1日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する指定療養介護事業所の指定療養介護の単位の場合にあつては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

- 4 イの(2)については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定療養介護の単位において、指定療養介護の提供を行った場合に、利用定員に及び、1日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する指定療養介護事業所の指定療養介護の単位の場合にあつては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

- 2 ホについては、別に厚生労働大臣が定める者であつて、区分4以下に該当する者又は区分1から区分6までのいずれにも該当しない者に対して、指定療養介護を行った場合に、所定単位数を算定する。

- 3 イについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、かつ、区分6に該当する者が利用者（注2に定める者を除く。）の数の合計数の100分の50以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定療養介護の単位（指定療養介護であつて、その提供が一又は複数の利用者に対して行われるものをいう。以下同じ。）において、指定療養介護の提供を行った場合に、指定障害福祉サービス基準第67条に規定する運営規程に定められている利用定員（注4から注7まで）において「利用定員」という。）に及び、1日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する指定療養介護事業所（指定障害福祉サービス基準第50条第1項に規定する指定療養介護事業所をいう。以下同じ）の指定療養介護の単位の場合にあつては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

- 4 ロについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定療養介護の単位において、指定療養介護の提供を行った場合に、利用定員に及び、1日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する指定療養介護事業所の指定療養介護の単位の場合にあつては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

5 イの(3)については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定療養介護の単位において、指定療養介護の提供を行った場合に、利用定員に及び、1日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する指定療養介護事業所の指定療養介護の単位の場合にあつては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

6 イの(4)については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定障害福祉サービス基準附則第3条第1項の規定による従業者を配置した指定療養介護の単位において、指定療養介護の提供を行った場合に、利用定員に及び、1日につき所定単位数を算定する。

7 イの(5)については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定療養介護の単位において、指定療養介護の提供を行った場合に、利用定員に及び、1日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する指定療養介護事業所の指定療養介護の単位の場合にあつては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

8 ロの(1)については、平成24年3月31日において現に存する重症心身障害児施設又は指定医療機関から転換する指定療養介護事業所の中で、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定療養介護の単位において、平成24年3月31日において現に存する重症心身障害児施設に入所した者又は指定医療機関に入院した者であつて、平成24年4月1日以降指定療養介護事

5 ハについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定療養介護の単位において、指定療養介護の提供を行った場合に、利用定員に及び、1日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する指定療養介護事業所の指定療養介護の単位の場合にあつては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

6 三については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定障害福祉サービス基準附則第3条第1項の規定による従業者を配置した指定療養介護の単位において、指定療養介護の提供を行った場合に、利用定員に及び、1日につき所定単位数を算定する。

7 ホについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定療養介護の単位において、指定療養介護の提供を行った場合に、利用定員に及び、1日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する指定療養介護事業所の指定療養介護の単位の場合にあつては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

業所を利用するものに対して、指定療養介護の提供を行った場合に、当分の間、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する指定療養介護事業所の指定療養介護の単位の場合にあつては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

9 ロの(2)については、平成24年3月31日において現に存する重症心身障害児施設又は指定医療機関から転換する指定療養介護事業所（注8に適合する指定療養介護の単位を除く。）において、平成24年3月31日において現に存する重症心身障害児施設に入所した者又は指定医療機関に入院した者であつて、平成24年4月1日以降指定療養介護事業所を利用するものに対して、指定療養介護の提供を行った場合に、平成24年12月31日までの間、1日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する指定療養介護事業所の指定療養介護の単位の場合にあつては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

10 イ又はロの(1)に掲げる療養介護サービス費の算定に当たつて、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合に、それぞれ(1)又は(2)に掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。

(1)・(2) (略)

2・3 (略)

4 人員配置体制加算

イ 人員配置体制加算(1)

(1) 利用定員が61人以上80人以下

(2) 利用定員が81人以上

ロ 人員配置体制加算(II)

6単位
17単位

8 イからホまでに掲げる療養介護サービス費の算定に当たつて、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合に、それぞれ(1)又は(2)に掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。

(1)・(2) (略)

2・3 (略)

- (1) 利用定員が40人以下 170単位
(2) 利用定員が41人以上60人以下 200単位
(3) 利用定員が61人以上80人以下 224単位
(4) 利用定員が81人以上 237単位

注1 イについては、1の注8に適合する指定療養介護の単位であつて、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定療養介護の単位（平成24年3月31日において現に存する重症心身障害児施設又は指定医療機関が指定療養介護事業所に転換する場合には、）において、指定療養介護の提供を行った場合に、当分の間、利用定員に及び、1日につき所定単位数を加算する。ただし、地方公共団体が設置する指定療養介護事業所の指定療養介護の単位の場合にあつては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を加算する。

2 ロについては、1の注4に適合する指定療養介護の単位であつて、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出たもの（平成24年3月31日において現に存する重症心身障害児施設又は指定医療機関から転換する指定療養介護事業所の指定療養介護の単位に限る。）において、平成24年3月31日において現に存する重症心身障害児施設に入所した者又は指定医療機関に入院した者であつて、平成24年4月1日以降指定療養介護事業所を利用するものに対して、指定療養介護の提供を行った場合に、当分の間、利用定員に及び、1日につき所定単位数を加算する。ただし、地方公共団体が設置する指定療養介護事業所の指定療養介護の単位の場合にあつては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を加算する。

5 障害福祉サービスの体験利用支援加算 300単位

注 指定療養介護事業所において指定療養介護を利用する利用者が、指定地域移行支援（指定相談基準第1条第9号に規定する指定地域移行支援をいう。以下同じ。）の障害福祉サービスの体験的な利用支援指定相談基準第22条に規定する障害福祉サービスの体験的な利用支援をいう。以下同じ。）を利用する場合において、指定療養介護事業所に置くべき従業者が、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する支援を行うとともに、当該利用者の状況、当該支援の内容等を記録した場合に、所定単位数に代えて算定する。

(1) 体験的な利用支援の利用の日において昼間の時間帯における介護等の支援を行った場合

(2) 障害福祉サービスの体験的な利用支援に係る指定一般相談支援事業者（障害者自立支援法第51条の14第1項に規定する指定一般相談支援事業者をいう。以下同じ。）との連絡調整その他の相談援助を行った場合

6 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定療養介護事業所（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。7において同じ。）が、利用者に対し、指定療養介護を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員処遇改善加算(1) 1から5までにより算定した単位数の1000分の14に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) イにより算定した単位数
の100分の90に相当する単位数

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) イにより算定した単位数
の100分の80に相当する単位数

7 福祉・介護職員処遇改善特別加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定療養介護事業所が、利用者に対し、指定療養介護を行った場合に、1から5までにより算定した単位数の1000分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。ただし、6の福祉・介護職員処遇改善加算を算定している場合にあつては、算定しない。

第6 生活介護

1 生活介護サービス費 (1日につき)

イ 生活介護サービス費

(1) 利用定員が20人以下

→ 区分6 1,288単位

ロ 区分5 973単位

ハ 区分4 697単位

ニ 区分3 629単位

ホ 区分2以下 578単位

(2) 利用定員が21人以上40人以下

→ 区分6 1,160単位

ロ 区分5 876単位

ハ 区分4 627単位

ニ 区分3 567単位

ホ 区分2以下 520単位

第6 生活介護

1 生活介護サービス費 (1日につき)

イ 生活介護サービス費

(1) 利用定員が20人以下

→ 区分6 1,299単位

ロ 区分5 981単位

ハ 区分4 703単位

ニ 区分3 635単位

ホ 区分2以下 583単位

(2) 利用定員が21人以上40人以下

→ 区分6 1,170単位

ロ 区分5 884単位

ハ 区分4 633単位

ニ 区分3 572単位

ホ 区分2以下 525単位

(3) 利用定員が41人以上60人以下	
(一) 区分6	<u>1,128単位</u>
(二) 区分5	<u>847単位</u>
(三) 区分4	<u>599単位</u>
(四) 区分3	<u>533単位</u>
(五) 区分2以下	<u>490単位</u>
(4) 利用定員が61人以上80人以下	
(一) 区分6	<u>1,081単位</u>
(二) 区分5	<u>818単位</u>
(三) 区分4	<u>584単位</u>
(四) 区分3	<u>528単位</u>
(五) 区分2以下	<u>477単位</u>
(5) 利用定員が81人以上	
(一) 区分6	<u>1,067単位</u>
(二) 区分5	<u>804単位</u>
(三) 区分4	<u>571単位</u>
(四) 区分3	<u>513単位</u>
(五) 区分2以下	<u>462単位</u>
(1) 基準該当生活介護サービス費	
(1) 基準該当生活介護サービス費(I)	<u>722単位</u>
(2) 基準該当生活介護サービス費(II)	<u>876単位</u>
(2) 経過的生活介護サービス費 別に厚生労働大臣が定めるところにより児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成24年厚生労働省告示第●号)別表障害児入所給付費単位数表(第10において「障害児入所給付費単位数表」という。)の第1に掲げるそれぞれの所定単位数に100分の94を乗じて得た単位数	

(3) 利用定員が41人以上60人以下	
(一) 区分6	<u>1,138単位</u>
(二) 区分5	<u>854単位</u>
(三) 区分4	<u>604単位</u>
(四) 区分3	<u>538単位</u>
(五) 区分2以下	<u>494単位</u>
(4) 利用定員が61人以上80人以下	
(一) 区分6	<u>1,090単位</u>
(二) 区分5	<u>825単位</u>
(三) 区分4	<u>589単位</u>
(四) 区分3	<u>533単位</u>
(五) 区分2以下	<u>481単位</u>
(5) 利用定員が81人以上	
(一) 区分6	<u>1,076単位</u>
(二) 区分5	<u>811単位</u>
(三) 区分4	<u>576単位</u>
(四) 区分3	<u>518単位</u>
(五) 区分2以下	<u>466単位</u>
(1) 基準該当生活介護サービス費	
(1) 基準該当生活介護サービス費(I)	<u>728単位</u>
(2) 基準該当生活介護サービス費(II)	<u>884単位</u>

注1 イ及びロについては、次の(1)から(5)までのいずれかに該当する利用者に対して、指定障害福祉サービス基準第77条に規定する指定生活介護（以下「指定生活介護」という。）、指定障害者支援施設（法第29条第1項に規定する指定障害者支援施設をいう。以下同じ。）が行う生活介護に係る指定障害福祉サービス、のぞみの園が行う生活介護又は指定障害福祉サービス基準第219条に規定する特定基準該当生活介護（以下「特定基準該当生活介護」という。）（以下「指定生活介護等」という。）を行った場合に、利用定員（多機能型事業所（指定障害福祉サービス基準第214条第1項に規定する多機能型事業所をいう。）である指定生活介護事業所（指定障害福祉サービス基準第78条第1項に規定する指定生活介護事業所をいう。以下同じ。）にあつては一体的に事業を行う当該多機能型事業所の利用定員の合計数とし、複数の昼間実施サービス（障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第172号。以下「指定障害者支援施設基準」という。）第2条第16号に掲げる昼間実施サービスをいう。以下同じ。）を行う指定障害者支援施設等（法第34条第1項に規定する指定障害者支援施設等をいう。以下同じ。）にあつては当該昼間実施サービスの利用定員の合計数とする。第11から第15までにおいては及び障害程度区分に応じ（(5)に該当する場合にあつては、区分とみなして、利用定員に応じ）、1日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する指定生活介護事業所、指定障害福祉サービス基準第220条第1項に規定する特定基準該当障害福祉サービス事業所（以下「

注1 イ及びロについては、次の(1)から(4)までのいずれかに該当する利用者に対して、指定障害福祉サービス基準第77条に規定する指定生活介護（以下「指定生活介護」という。）、指定障害者支援施設（法第29条第1項に規定する指定障害者支援施設をいう。以下同じ。）が行う生活介護に係る指定障害福祉サービス、のぞみの園（独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）第11条第1号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設をいう。以下同じ。）が行う生活介護又は指定障害福祉サービス基準第19条に規定する特定基準該当生活介護（以下「特定基準該当生活介護」という。）（以下「指定生活介護等」という。）を行った場合に、利用定員（多機能型事業所（指定障害福祉サービス基準第214条第1項に規定する多機能型事業所をいう。）である指定生活介護事業所（指定障害福祉サービス基準第78条第1項に規定する指定生活介護事業所をいう。以下同じ。）にあつては一体的に事業を行う当該多機能型事業所の利用定員の合計数とし、複数の昼間実施サービス（障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第172号。以下「指定障害者支援施設基準」という。）第2条第16号に掲げる昼間実施サービスをいう。以下同じ。）を行う指定障害者支援施設等（法第34条第1項に規定する指定障害者支援施設等をいう。以下同じ。）にあつては当該昼間実施サービスの利用定員の合計数とする。第12から第16までにおいて同じ。）及び障害程度区分に応じ、1日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が

特定基準該当障害福祉サービス事業所」という。)又は指定障害者支援施設の指定生活介護等の単位の場合にあっては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

(1) 第10の1の注1に規定する指定施設入所支援等を受け
る者(以下「施設入所者」という。)のうち、区分4(5
0歳以上の者)にあっては、区分3)以上に該当するもの

(2)～(4) (略)

(5) 別に厚生労働大臣が定める者であつて、区分1から区
分6までのいずれにも該当しないもの

2・3 (略)

4 ハについては、別に厚生労働大臣が定める者に対して、
別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして
都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設において、指
定生活介護等を行った場合に、利用定員に応じ、1日につ
き所定単位数を算定する。

5 (略)

6 イ及びロについては、指定障害福祉サービス基準第89条
第3号(指定障害福祉サービス基準第223条において準用す
る場合を含む。)に規定する運営規程に定める営業時間が
、別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合には、所
定単位数に別に厚生労働大臣が定める割合を乗じて得た数
を算定する。

7 一体的な運営が行われている利用定員が81人以上の指定

設置する指定生活介護事業所、指定障害福祉サービス基準
第220条第1項に規定する特定基準該当障害福祉サービス事
業所(以下「特定基準該当障害福祉サービス事業所」とい
う。)又は指定障害者支援施設の指定生活介護等の単位の
場合にあっては、所定単位数の1000分の965に相当する単位
数を算定する。

(1) 第11の1の注1に規定する指定施設入所支援等を受け
る者(2)、(3)及び(4)において「施設入所者」という。
)のうち、区分4(50歳以上の者)にあっては、区分3)
以上に該当するもの

(2)～(4) (略)

2・3 (略)

4 (略)

生活介護事業所、特定基準該当障害福祉サービス事業所又は指定障害者支援施設等（以下「指定生活介護事業所等」という。）において、指定生活介護等を行った場合には、所定単位数の1000分の991に相当する単位数を算定する。

8 利用者が生活介護以外の障害福祉サービスを受けている間は、生活介護サービス費は、算定しない。

2 人員配置体制加算

イ 人員配置体制加算 (I)

(1) 利用定員が20人以下 265単位

(2) 利用定員が21人以上60人以下 212単位

(3) 利用定員が61人以上 197単位

ロ 人員配置体制加算 (II)

(1) 利用定員が20人以下 181単位

(2) 利用定員が21人以上60人以下 136単位

(3) 利用定員が61人以上 125単位

ハ 人員配置体制加算 (III)

(1) 利用定員が20人以下 51単位

(2) 利用定員が21人以上60人以下 38単位

(3) 利用定員が61人以上 33単位

注 1 ～ 3 (略)

4 平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間は、イについては、利用定員が21人以上60人以下の場合は239単位、利用定員が61人以上の場合は221単位、ロについては、利用定員が21人以上60人以下の場合は154単位、利用定員が61人以上の場合は141単位、ハについては、利用定員が21人以上60人以下の場合は43単位、利用定員が61人以上の場合は3

5 利用者が生活介護以外の障害福祉サービスを受けている間又は旧法施設支援を受けている間は、生活介護サービス費は、算定しない。

2 人員配置体制加算

イ 人員配置体制加算 (I)

(1) 利用定員が60人以下 265単位

(2) 利用定員が61人以上 246単位

ロ 人員配置体制加算 (II)

(1) 利用定員が60人以下 181単位

(2) 利用定員が61人以上 166単位

ハ 人員配置体制加算 (III)

(1) 利用定員が60人以下 51単位

(2) 利用定員が61人以上 44単位

注 1 ～ 3 (略)

7単位とし、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間は、イについては、利用定員が21人以上60人以下の場合には225単位、利用定員が61人以上の場合には209単位、ロについては、利用定員が21人以上60人以下の場合には145単位、利用定員が61人以上の場合には133単位、ハについては、利用定員が21人以上60人以下の場合には41単位、利用定員が61人以上の場合には35単位とする。

3 福祉専門職員配置等加算

ヤ・ロ (略)

注1 イについては、指定障害福祉サービス基準第78条第1項第2号、第220条第1項第4号若しくは附則第4条第1項又は指定障害者支援施設基準第4条第1項第1号若しくは附則第3条第1項第1号の規定により置くべき生活支援員（注2において「生活支援員」という。）として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士又は精神保健福祉士である従業者の割合が100分の25以上であるものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等において、指定生活介護等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

2 (略)

4 資格・聴覚障害者支援体制加算

41単位

注 視覚又は聴覚若しくは言語機能に重度の障害のある者（以下「視覚障害者等」という。）である指定生活介護等の利用者の数（重度の視覚障害、聴覚障害、言語機能障害又は知的障害のうち2以上の障害を有する利用者については、当該利用者数に

3 福祉専門職員配置等加算

ヤ・ロ (略)

注1 イについては、指定障害福祉サービス基準第78条第1項第2号、第220条第1項第4号若しくは附則第4条第1項又は指定障害者支援施設基準第4条第1項第1号若しくは附則第3条第1項第1号の規定により置くべき生活支援員（注2において「生活支援員」という。）として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士又は精神保健福祉士である従業者の割合が100分の25以上であるものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所、特定基準該当障害福祉サービス事業所又は指定障害者支援施設等（以下「指定生活介護事業所等」という。）において、指定生活介護等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

2 (略)

4 資格・聴覚障害者支援体制加算

41単位

注 視覚又は聴覚若しくは言語機能に重度の障害のある者（以下「視覚障害者等」という。）である指定生活介護等の利用者の数（重度の視覚障害、聴覚障害、言語機能障害又は知的障害のうち2以上の障害を有する利用者については、当該利用者数に

2 を乗じて得た数とする。) が当該指定生活介護等の利用者の数に100分の30を乗じて得た数以上であつて、視覚障害者等の意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者を、指定障害福祉サービス基準第78条、第220条若しくは附則第4条又は指定障害者支援施設基準第4条若しくは附則第3条に定める人員配置に加え、常勤換算方法(指定障害福祉サービス基準第2条第15号又は指定障害者支援施設基準第2条第15号に掲げる常勤換算方法をいう。以下同じ。)で、利用者の数を50で除して得た数以上配置しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等において、指定生活介護等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

5～7 (略)

8 リハビリテーション加算

20単位

注 次の(1)から(5)までのいずれにも適合するものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等において、リハビリテーション実施計画が作成されている利用者に対して、指定生活介護等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

(1)～(4) (略)

(5) (4)に掲げる利用者以外の利用者について、指定生活介護事業所等の従業者が、必要に応じ、指定特定相談支援事業者(法第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者をいう。以下同じ。)を通じて、指定居宅介護サービスその他の指定障害福祉サービスに係る従業者に対し、リハビリテーションの観点から、日常生活上の留意点、介護の工夫等の情報を伝達していること。

2 を乗じて得た数とする。) が当該指定生活介護等の利用者の数に100分の30を乗じて得た数以上であつて、視覚障害者等の意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者を、指定障害福祉サービス基準第78条、第220条若しくは附則第4条又は指定障害者支援施設基準第4条若しくは附則第3条に定める人員配置に加え、常勤換算方法(指定障害福祉サービス基準第2条第15号又は指定障害者支援施設基準第2条第15号に掲げる常勤換算方法をいう。以下同じ。)で、視覚障害者等の数を30で除して得た数以上配置しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等において、指定生活介護等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

5～7 (略)

8 リハビリテーション加算

20単位

注 次の(1)から(5)までのいずれにも適合するものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等において、リハビリテーション実施計画が作成されている利用者に対して、指定生活介護等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

(1)～(4) (略)

(5) (4)に掲げる利用者以外の利用者について、指定生活介護事業所等の従業者が、必要に応じ、指定相談支援事業者(法第32条第1項に規定する指定相談支援事業者をいう。以下同じ。)を通じて、指定居宅介護サービスその他の指定障害福祉サービスに係る従業者に対し、リハビリテーションの観点から、日常生活上の留意点、介護の工夫等の情報を伝達していること。

9 (略)	
10 食事提供体制加算	42単位
注 障害者自立支援法施行令 (平成18年政令第10号) 第17条第1項第1号に掲げる者のうち、支給決定障害者等 (法第5条第22項第2号に規定する支給決定障害者等) 及び当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する者 (特定支給決定障害者 (同令第17条第1項第4号に規定する特定支給決定障害者をいう。以下この項において同じ。) にあつては、その配偶者に限る。) について指定障害福祉サービス等のあつた月の属する年度 (指定障害福祉サービス等のあつた月が4月から6月までの場合) にあつては、前年度) 分の地方税法 (昭和25年法律第226号) の規定による市町村民税 (同法の規定による特別区民税を含む。) の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割 (同法第328条の規定によつて課する所得割を除く。) の額 (障害者自立支援法施行規則 (平成18年厚生労働省令第19号。以下「規則」という。) 第26条の2に掲げる規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。) を合算した額が28万円未満 (特定支給決定障害者にあつては、16万円未満) である者並びに同令第17条第2号から第4号までに掲げる者 (以下「低所得者等」という。) であつて生活介護計画等により食事の提供を行うこととなつている利用者 (指定障害者支援施設等に入所する者を除く。) 又は低所得者等である基準該当生活介護の利用者に対して、指定生活介護事業所等又は基準該当生活介護事業所に従事する調理員による食事の提供であること又は調理業務を第三者に委託していること等当該指定生活介護事業所等又は基準該当生活介護事業所の責任において食事提供のための体制を整えているものとして都道府県知事又は市町村長に	

9 (略)	
10 食事提供体制加算	42単位
注 障害者自立支援法施行令 (平成18年政令第10号) 第17条第1項第1号に掲げる者のうち、支給決定障害者等 (法第5条第18項第2号に規定する支給決定障害者等) 及び当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する者 (特定支給決定障害者 (同令第17条第1項第4号に規定する特定支給決定障害者をいう。以下この項において同じ。) にあつては、その配偶者に限る。) について指定障害福祉サービス等のあつた月の属する年度 (指定障害福祉サービス等のあつた月が4月から6月までの場合) にあつては、前年度) 分の地方税法 (昭和25年法律第226号) の規定による市町村民税 (同法の規定による特別区民税を含む。) の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割 (同法第328条の規定によつて課する所得割を除く。) の額 (障害者自立支援法施行規則 (平成18年厚生労働省令第19号。以下「規則」という。) 第26条の2に掲げる規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。) を合算した額が28万円未満 (特定支給決定障害者にあつては、16万円未満) である者並びに同令第17条第1項第2号から第4号までに掲げる者 (以下「低所得者等」という。) であつて生活介護計画等により食事の提供を行うこととなつている利用者 (指定障害者支援施設等に入所する者を除く。) 又は低所得者等である基準該当生活介護の利用者に対して、指定生活介護事業所等又は基準該当生活介護事業所に従事する調理員による食事の提供であること又は調理業務を第三者に委託していること等当該指定生活介護事業所等又は基準該当生活介護事業所の責任において食事提供のための体制を整えているものとして都道府県知事又は市町村長に	

届け出た当該指定生活介護事業所等又は基準該当生活介護事業所において、食事の提供を行った場合に、平成27年3月31日までの間、1日につき所定単位数を加算する。

11 延長支援加算

(1) 延長時間1時間未満の場合

61単位

(2) 延長時間1時間以上の場合

92単位

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定生活介護事業所等において、利用者（施設入所者を除く。以下この注において同じ。）に対して、生活介護計画等に基づき指定生活介護等を行った場合に、当該指定生活介護等を受けた利用者に対し、当該指定生活介護等を行うのに要する標準的な延長時間で所定単位数を加算する。

12 送迎加算

27単位

注1 別に厚生労働大臣が定める送迎を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定生活介護事業所又は指定障害者支援施設（国又は地方公共団体が設置する指定生活介護事業所又は指定障害者支援施設（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づく公の施設の管理の委託が行われている場合を除く。）を除く。以下この12において同じ。）において、利用者（施設入所者を除く。以下この12において同じ。）に対して、その居室と指定生活介護事業所又は指定障害者支援施設との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。

2 別に厚生労働大臣が定める送迎を実施しており、かつ、区分5若しくは区分6に該当する者又はこれに準ずる者が利用者の数の合計数の100分の60以上であるものとして都道府県知

村長に届け出た当該指定生活介護事業所等又は基準該当生活介護事業所において、食事の提供を行った場合に、平成24年3月31日までの間、1日につき所定単位数を加算する。

事に届け出た指定生活介護事業所又は指定障害者支援施設において、利用者に対して、その居宅と指定生活介護事業所又は指定障害者支援施設との間の送迎を行った場合には、さらに片道につき所定単位数に14単位を加算する。

13 障害福祉サービスの体験利用支援加算 300単位

注 指定障害者支援施設等において指定生活介護を利用する利用者が、指定地域移行支援の障害福祉サービスの体験的な利用支援を利用する場合において、指定障害者支援施設等に置くべき従業者が、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する支援を行うとともに、当該利用者の状況、当該支援の内容等を記録した場合に、所定単位数に代えて算定する。

(1) 体験的な利用支援の利用の日において昼間の時間帯における介護等の支援を行った場合

(2) 障害福祉サービスの体験的な利用支援に係る指定一般相談支援事業者との連絡調整その他の相談援助を行った場合

14 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等又は基準該当生活介護事業所（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。15において同じ。）が、利用者に対し、指定生活介護等又は基準該当生活介護を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員処遇改善加算(1) 1から13までにより算定した単位数の1000分の17に相当する単位数（指定障害者支援

施設にあつては、1000分の28に相当する単位数)

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) イにより算定した単位数の100分の90に相当する単位数

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) イにより算定した単位数の100分の80に相当する単位数

15 福祉・介護職員処遇改善特別加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等又は基準該当生活介護事業所が、利用者に対し、指定生活介護等又は基準該当生活介護を行った場合に、1から13までにより算定した単位数の1000分の6に相当する単位数(指定障害者支援施設が行つた場合にあつては、1000分の9に相当する単位数)を所定単位数に加算する。ただし、14の福祉・介護職員処遇改善加算を算定している場合にあつては、算定しない。

第7 児童デイサービス

1 児童デイサービス費(1日につき)

イ 児童デイサービス費(Ⅰ)

(1) 利用定員が10人以下の場合

828単位

(2) 利用定員が11人以上20人以下の場合

558単位

(3) 利用定員が21人以上の場合

435単位

ロ 児童デイサービス費(Ⅱ)

(1) 利用定員が10人以下の場合

689単位

(2) 利用定員が11人以上20人以下の場合

465単位

(3) 利用定員が21人以上の場合

349単位

注1 イについては、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定児

児童デイサービスの単位（指定障害福祉サービス基準第97条第2項に規定する指定児童デイサービスの単位をいう。以下同じ。）において、指定児童デイサービス（指定障害福祉サービス基準第96条に規定する指定児童デイサービスをいう。）の提供を行った場合若しくは次の(1)から(3)までのいずれかに該当するものとして市町村長に届け出た基準該当児童デイサービスの単位（指定障害福祉サービス基準第108条第2項に規定する基準該当児童デイサービスの単位をいう。以下同じ。）において、基準該当児童デイサービス（指定障害福祉サービス基準第108条第1項に規定する基準該当児童デイサービスをいう。）の提供を行った場合、指定障害福祉サービス基準第112条若しくは第113条の規定による基準該当児童デイサービス事業所（以下「みなし基準該当児童デイサービス事業所」という。）において基準該当障害福祉サービス事業所において指定障害福祉サービス基準第219条に規定する特定基準該当児童デイサービス（以下「特定基準該当児童デイサービス」という。）の提供を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

(1) 小学校就学前の利用者（以下「未就学児」という。）の数が利用者の数の100分の70以上である指定児童デイサービス事業所（指定障害福祉サービス基準第97条第1項に規定する指定児童デイサービス事業所をいう。以下同じ。）であって、指定障害福祉サービス基準附則第5条の規定によるもの（以下「経過指定児童デイサービス事業所」という。）以外の事業所における指定児童デイサービスの単位又は基準該当児童デイサービス事業所（

指定障害福祉サービス基準第108条第1項に規定する基準
該当児童デイサービス事業所であつて、みなし基準該当
児童デイサービス事業所を除く。)であつて、指定障害
福祉サービス基準附則第6条の規定によるもの(以下「
経過の基準該当児童デイサービス事業所」という。)以
外の事業所における基準該当児童デイサービスの単位

(2) 未就学児の利用者の数の100分の70未満である指
定児童デイサービス事業所であつて、経過の指定児童デ
イサービス事業所以外の事業所のうち、未就学児の数が
利用者の数の100分の70以上である指定児童デイサー
ビスの単位又は未就学児の数が利用者の数の70未満で
ある基準該当児童デイサービス事業所であつて、経過の
基準該当児童デイサービス事業所以外の事業所のうち、
未就学児の数が利用者の数の100分の70以上である基準
該当児童デイサービスの単位

(3) 経過の指定児童デイサービス事業所の指定児童デイサ
ービスの単位のうち、未就学児の数が利用者の数の100分
の70以上であつて、指定障害福祉サービス基準第97条並
びに指定障害福祉サービス基準第107条において準用する
指定障害福祉サービス基準第58条、第59条及び第66条に
規定する基準を満たすもの又は経過の基準該当児童デイ
サービス事業所の基準該当児童デイサービスの単位のうち、
未就学児の数が利用者の数の100分の70以上であつて
、指定障害福祉サービス基準第108条並びに指定障害福祉
サービス基準第111条において準用する指定障害福祉サー
ビス基準第58条、第59条及び第66条に規定する基準を満
たすもの

2 ロについては、注1に該当する指定児童デイサービスの単位又は基準該当児童デイサービスの単位以外の指定児童デイサービスの単位又は基準該当児童デイサービスの単位において、指定児童デイサービス等の提供を行った場合に、それぞれ1日につき所定単位数を算定する。

3 イ (みなし基準該当児童デイサービス事業所に係るものを除く。)及びロに掲げる児童デイサービス費の算定に当たって、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合には、それぞれ(1)又は(2)に掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。

(1) 利用者の数又は従業者の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合 別に厚生労働大臣が定める割合

(2) 指定児童デイサービス、基準該当児童デイサービス又は特定基準該当児童デイサービス (以下「指定児童デイサービス等」という。)の提供に当たって、指定障害福祉サービス基準第107条、第111条又は第223条第1項において準用する指定障害福祉サービス基準第58条の規定に従い、児童デイサービス計画 (指定障害福祉サービス基準第107条において準用する指定障害福祉サービス基準第58条第1項に規定する児童デイサービス計画をいう。2において同じ。)、基準該当児童デイサービス計画 (指定障害福祉サービス基準第111条において準用する指定障害福祉サービス基準第58条第1項に規定する児童デイサービス計画をいう。2において同じ。)又は特定基準該当障害福祉サービス計画 (特定基準該当児童デイサービスに係る計画に限る。2において同じ。)が作

成されていない場合 100分の95

4 利用者が児童デイサービス以外の障害福祉サービスを受けている間又は児童福祉施設に入所（通所による入所を含む。）している間は、児童デイサービス費は、算定しない。

5 常時見守りが必要な障害児への支援や障害児の保護者に対する支援方法の指導を行う等支援強化を図るためにイ又はロに掲げる児童デイサービス費の算定に必要とする従業者の員数に加え、指導員又は保育士を1以上配置しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定児童デイサービス事業所又は特定基準該当障害福祉サービス事業所において、指定児童デイサービス等を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

- (1) 児童デイサービス費(I)を算定している場合
- | | | |
|---|--------------------|-------|
| イ | 利用定員が10人以下の場合 | 193単位 |
| ロ | 利用定員が11人以上20人以下の場合 | 129単位 |
| ハ | 利用定員が21人以上の場合 | 77単位 |
- (2) 児童デイサービス費(II)を算定している場合
- | | | |
|---|--------------------|-------|
| イ | 利用定員が10人以下の場合 | 193単位 |
| ロ | 利用定員が11人以上20人以下の場合 | 129単位 |
| ハ | 利用定員が21人以上の場合 | 77単位 |

2 家庭連携加算

- (1) 所要時間 1時間未満の場合 187単位
- (2) 所要時間 1時間以上の場合 280単位

注 指定児童デイサービス事業所、基準該当児童デイサービス事業所（みなし基準該当児童デイサービス事業所を除く。）又は

特定基準該当障害福祉サービス事業所（以下この注、3、4、7及び8において「指定児童デイサービス事業所等」という。）において、指定障害福祉サービス基準第97条、第108条、第220条、附則第5条第1項又は附則第6条第1項の規定により指定児童デイサービス事業所等に置くべき従業者のうちいずれかの職種の者（3において「児童デイサービス事業所従業者」という。）が、児童デイサービス計画、基準該当児童デイサービス計画、特定基準該当障害福祉サービス計画又は指定障害福祉サービス基準附則第5条第3項若しくは附則第6条第3項の規定により作成すべきものとされる児童デイサービスの計画（以下この注及び3において「指定児童デイサービス計画等」という。）に基づき、あらかじめ障害児の保護者の同意を得て、当該障害児の居宅を訪問して障害児及びその家族等に対する相談援助等を行った場合に、1月につき4回を限度として、児童デイサービス計画等に位置付けられた内容の指定児童デイサービス等を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定する。

3 訪問支援特別加算

- (1) 所要時間1時間未満の場合 187単位
- (2) 所要時間1時間以上の場合 280単位

注 指定児童デイサービス事業所等において継続して指定児童デイサービス等を利用する障害児について、連続した5日間、当該指定児童デイサービス等の利用がなかった場合において、児童デイサービス事業所従業者が、児童デイサービス計画等に基づき、あらかじめ当該障害児の保護者の同意を得て、当該障害児の居宅を訪問して当該指定児童デイサービス事業所等における指定児童デイサービス等の利用に係る相談援助等を行った場合に、1月につき2回を限度として、児童デイサービス計画等

に位置付けられた内容の指定児童デイサービス等を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定する。

4 送迎加算

54単位

注 利用者に対して、その居宅と指定児童デイサービス事業所等との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。

5 利用者負担上限額管理加算

150単位

注 指定障害福祉サービス基準第97条第1項に規定する指定児童デイサービス事業者が、指定障害福祉サービス基準第107条において準用する指定障害福祉サービス基準第22条に規定する利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算する。

6 福祉専門職員配置等加算

イ 福祉専門職員配置等加算 (I)

10単位

ロ 福祉専門職員配置等加算 (II)

6単位

注 1 イについては、指定障害福祉サービス基準第97条第1項第1号若しくは附則第5条第1項の規定により置くべき指導員又は指定障害福祉サービス基準第220条第1項第4号の規定により置くべき生活支援員として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士又は介護福祉士である従業者の割合が100分の25以上であるものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定児童デイサービス事業所又は特定基準該当障害福祉サービス事業所において、指定児童デイサービス又は特定基準該当児童デイサービスを行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

2 ロについては、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定児童デ

イサービス事業所又は特定基準該当障害福祉イサービス事業所において、指定児童イサービス又は特定基準該当児童イサービスを行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)を算定している場合は、算定しない。

(1) 指導員又は保育士として配置されている従業者のうち、常勤で配置されている従業者の割合が100分の75以上であること。

(2) 指導員又は保育士として常勤で配置されている従業者のうち、3年以上従事している従業者の割合が100分の30以上であること。

7 医療連携体制加算

イ 医療連携体制加算(Ⅰ) 500単位

ロ 医療連携体制加算(Ⅱ) 250単位

注1 イについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定児童イサービス事業所等(特定基準該当生活介護又は特定基準該当自立訓練(機能訓練)を提供する事業所を除く。注2において同じ。)に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して看護を行った場合に、当該看護を受けた障害児に対し、1日につき所定単位数を加算する。

2 ロについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定児童イサービス事業所等に訪問させ、当該看護職員が2以上の障害児に対して看護を行った場合に、当該看護を受けた障害児に対し、1回の訪問につき8名を限度として、1日につき所定単位数を加算する。

8 欠席時対応加算

94単位

注 指定児童イサービス事業所等において指定児童イサービ

ス等を利用する障害児が、あらかじめ当該指定児童デイサービス等の利用を予定していた日に、急病等によりその利用を中止した場合において、指定児童デイサービス等の従業者が、利用者又はその家族等との連絡調整その他の相談援助を行うとともに、当該利用者の状況、相談援助の内容等を記録した場合に、1月につき4回を限度として、所定単位数を算定する。

第7 短期入所

1 短期入所サービスマス費（1日につき）

イ 福祉型短期入所サービスマス費

(1) 福祉型短期入所サービスマス費 (I)

（一） 区分6	882単位
（二） 区分5	750単位
（三） 区分4	619単位
（四） 区分3	557単位
（五） 区分1及び区分2	486単位

(2) 福祉型短期入所サービスマス費 (II)

（一） 区分6	576単位
（二） 区分5	504単位
（三） 区分4	304単位
（四） 区分3	229単位
（五） 区分1及び区分2	164単位

(3) 福祉型短期入所サービスマス費 (III)

（一） 区分3	750単位
（二） 区分2	588単位
（三） 区分1	486単位

(4) 福祉型短期入所サービスマス費 (IV)

（一） 区分3	504単位
---------	-------

第8 短期入所

1 短期入所サービスマス費（1日につき）

イ 福祉型短期入所サービスマス費

(1) 福祉型短期入所サービスマス費 (I)

（一） 区分6	890単位
（二） 区分5	757単位
（三） 区分4	624単位
（四） 区分3	562単位
（五） 区分1及び区分2	490単位

(2) 福祉型短期入所サービスマス費 (II)

（一） 区分6	581単位
（二） 区分5	509単位
（三） 区分4	307単位
（四） 区分3	231単位
（五） 区分1及び区分2	166単位

(3) 福祉型短期入所サービスマス費 (III)

（一） 区分3	757単位
（二） 区分2	593単位
（三） 区分1	490単位

(4) 福祉型短期入所サービスマス費 (IV)

（一） 区分3	509単位
---------	-------

<ul style="list-style-type: none"> (イ) 区分2 (ロ) 区分1 	<ul style="list-style-type: none"> 266単位 164単位
<ul style="list-style-type: none"> ロ 医療型短期入所サービス費 	
<ul style="list-style-type: none"> (1) 医療型短期入所サービス費(Ⅰ) (2) 医療型短期入所サービス費(Ⅱ) (3) 医療型短期入所サービス費(Ⅲ) 	<ul style="list-style-type: none"> 2,579単位 2,380単位 1,388単位
<ul style="list-style-type: none"> ハ 医療型特定短期入所サービス費 	
<ul style="list-style-type: none"> (1) 医療型特定短期入所サービス費(Ⅰ) (2) 医療型特定短期入所サービス費(Ⅱ) (3) 医療型特定短期入所サービス費(Ⅲ) (4) 医療型特定短期入所サービス費(Ⅳ) (5) 医療型特定短期入所サービス費(Ⅴ) (6) 医療型特定短期入所サービス費(Ⅵ) 	<ul style="list-style-type: none"> 2,460単位 2,251単位 1,289単位 1,719単位 1,587単位 925単位
<ul style="list-style-type: none"> ニ 基準該当短期入所サービス費 	
<ul style="list-style-type: none"> (1) 基準該当短期入所サービス費(Ⅰ) (2) 基準該当短期入所サービス費(Ⅱ) 	<ul style="list-style-type: none"> 750単位 229単位
<p>注1 イ(1)については、区分1以上に該当する利用者(障害児を除く。以下この第7において同じ。)に対して、指定短期入所事業所(指定障害福祉サービス基準第115条第1項に規定する指定短期入所事業所をいう。以下同じ。)において指定短期入所(指定障害福祉サービス基準第114条に規定する指定短期入所をいう。以下同じ。)を行った場合に、障害程度区分に応じ、1日につきそれぞれ所定単位数を算定する。</p>	
<p>2 イ(2)については、区分1以上に該当する利用者が、指定生活介護等、第11の1の注1に規定する指定自立訓練(機能訓練)等、第12の1の注1に規定する指定自立訓練(生</p>	

<ul style="list-style-type: none"> (イ) 区分2 (ロ) 区分1 	<ul style="list-style-type: none"> 269単位 166単位
<ul style="list-style-type: none"> ロ 医療型短期入所サービス費 	
<ul style="list-style-type: none"> (1) 医療型短期入所サービス費(Ⅰ) (2) 医療型短期入所サービス費(Ⅱ) (3) 医療型短期入所サービス費(Ⅲ) 	<ul style="list-style-type: none"> 2,600単位 2,400単位 1,400単位
<ul style="list-style-type: none"> ハ 医療型特定短期入所サービス費 	
<ul style="list-style-type: none"> (1) 医療型特定短期入所サービス費(Ⅰ) (2) 医療型特定短期入所サービス費(Ⅱ) (3) 医療型特定短期入所サービス費(Ⅲ) 	<ul style="list-style-type: none"> 2,480単位 2,270単位 1,300単位
<ul style="list-style-type: none"> ニ 基準該当短期入所サービス費 	
<ul style="list-style-type: none"> (1) 基準該当短期入所サービス費(Ⅰ) (2) 基準該当短期入所サービス費(Ⅱ) 	<ul style="list-style-type: none"> 757単位 231単位
<p>注1 イ(1)については、区分1以上に該当する利用者(障害児を除く。第8において同じ。)に対して、指定短期入所事業所(指定障害福祉サービス基準第115条第1項に規定する指定短期入所事業所をいう。以下同じ。)において指定短期入所(指定障害福祉サービス基準第114条に規定する指定短期入所をいう。以下同じ。)を行った場合に、障害程度区分に応じ、1日につきそれぞれ所定単位数を算定する。</p>	
<p>2 イ(2)については、区分1以上に該当する利用者が、指定生活介護等、第12の1の注1に規定する指定自立訓練(機能訓練)等、第13の1の注1に規定する指定自立訓練(生</p>	

活訓練)等、第13の1の注1に規定する指定就労移行支援等、第14の1の注1に規定する指定就労継続支援A型等又は第15の1の注1に規定する指定就労継続支援B型等を利用した日において、指定短期入所事業所において指定短期入所を行った場合に、障害程度区分に及び、1日につきそれぞれ所定単位数を算定する。

3 (略)

4 イ(4)については、障害児程度区分1以上に該当する利用者が、指定通所支援を利用した日において、指定短期入所事業所において指定短期入所を行った場合に、障害児の障害の程度の区分に及び、1日につきそれぞれ所定単位数を算定する。

5～10 (略)

11 ハ(4)については、指定生活介護等、第11の1の注1に規定する指定自立訓練(機能訓練)等、第12の1の注1に規定する指定自立訓練(生活訓練)等、第13の1の注1に規定する指定就労移行支援等、第14の1の注1に規定する指定就労継続支援A型等、第15の1の注1に規定する指定就労継続支援B型等又は指定通所支援を利用した日において、第5の1の注1の(1)若しくは(2)に規定する利用者又は重症心身障害児に対して、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た医療機関である指定短期入所事業所において指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

12 ハ(5)については、指定生活介護等、第11の1の注1に規定する指定自立訓練(機能訓練)等、第12の1の注1に規定する指定自立訓練(生活訓練)等、第13の1の注1に規

活訓練)等、第14の1の注1に規定する指定就労移行支援等、第15の1の注1に規定する指定就労継続支援A型等、第16の1の注1に規定する指定就労継続支援B型等又は通所による旧法施設支援を利用した日において、指定短期入所事業所において指定短期入所を行った場合に、障害程度区分に及び、1日につきそれぞれ所定単位数を算定する。

3 (略)

4 イ(4)については、障害児程度区分1以上に該当する利用者が、指定児童デイサービスを利用した日又は児童福祉施設に通所した日において、指定短期入所事業所において指定短期入所を行った場合に、障害児の障害の区分に及び、1日につきそれぞれ所定単位数を算定する。

5～10 (略)

指定する指定就労移行支援等、第14の1の注1に規定する指定就労継続支援A型等、第15の1の注1に規定する指定就労継続支援B型等又は指定通所支援を利用した日において、第5の1の注1の(1)若しくは(2)に規定する利用者又は重症心身障害児に対して、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た医療機関である指定短期入所事業所において指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

13 八(6)については、指定生活介護等、第11の1の注1に規定する指定自立訓練（機能訓練）等、第12の1の注1に規定する指定自立訓練（生活訓練）等、第13の1の注1に規定する指定就労移行支援等、第14の1の注1に規定する指定就労継続支援A型等、第15の1の注1に規定する指定就労継続支援B型等又は指定通所支援を利用した日において、区分1又は障害児程度区分1以上に該当し、かつ、別に厚生労働大臣が定める基準に適合すると認められた遷延性意識障害者等若しくはこれに準ずる障害者等又は区分1若しくは障害児程度区分1以上に該当し、かつ、医師により筋萎縮性側索硬化症等の運動ニューロン疾患の分類に属する疾患を有すると診断された利用者に対して、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た医療機関である指定短期入所事業所において指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

14 ニ(1)については、指定障害福祉サービス基準第125条の2に規定する基準該当短期入所事業者が基準該当短期入所（同条に規定する基準該当短期入所をいう。以下同じ。）

11 ニ(1)については、指定障害福祉サービス基準第125条の2に規定する基準該当短期入所事業者が基準該当短期入所（同条に規定する基準該当短期入所をいう。以下同じ。）

を行う事業所（以下「基準該当短期入所事業所」という。）において基準該当短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

15 ニ(2)については、第6の1の注3に規定する基準該当生活介護又は厚生労働省関係構造改革特別区域法第2条第3項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令（平成15年厚生労働省令第132号）第4条第1項に規定する基準該当自立訓練（機能訓練）、基準該当自立訓練（生活訓練）若しくは基準該当通所支援（児童福祉法第21条の5の4第1項第2号に規定する基準該当通所支援をいう。）を利用した日において、基準該当短期入所事業所において基準該当短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

16 短期入所サービスマスの算定に当たって、利用者の数又は従業者の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合に、別に厚生労働大臣が定める割合を所定単位数に乘以て得た数を算定する。

17 利用者が短期入所以外の障害福祉サービス又は指定通所支援若しくは指定入所支援を受けている間（1のイの(2)若しくは(4)又は(5)若しくは(6)を算定する場合を除く。）は、短期入所サービスマスは、算定しない。

2 (略)

3 重度障害者支援加算

50単位

注 指定短期入所事業所において、第8の注1に規定する利用者の心身の状態に相当する心身の状態にある者に対して指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただ

を行う事業所（以下「基準該当短期入所事業所」という。）において基準該当短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

12 ニ(2)については、第6の1の注3に規定する基準該当生活介護又は厚生労働省関係構造改革特別区域法第2条第3項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令（平成15年厚生労働省令第132号）第4条第1項に規定する基準該当自立訓練（機能訓練）、基準該当自立訓練（生活訓練）若しくは基準該当児童サービスを利用した日において、基準該当短期入所事業所において基準該当短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

13 短期入所サービスマスの算定に当たって、利用者の数又は従業者の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合に、別に厚生労働大臣が定める割合を所定単位数に乘以て得た数を算定する。

14 利用者が短期入所以外の障害福祉サービスを受けている間若しくは旧法施設支援を受けている間又は児童福祉施設に入所（通所による入所を含む。）している間（1のイの(2)又は(4)を算定する場合を除く。）は、短期入所サービスマスは、算定しない。

2 (略)

3 重度障害者支援加算

50単位

注 指定短期入所事業所において、第9の注1に規定する利用者の心身の状態に相当する心身の状態にある者に対して指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただ

し、この場合において、1のロの医療型短期入所サービスマス費又は1のハの医療型特定短期入所サービスマス費を算定している場合は、算定しない。

4 単独型加算 320単位

注 指定障害福祉サービスマス基準第115条第3項に規定する単独型事業所において、指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、1のロの医療型短期入所サービスマス費又は1のハの医療型特定短期入所サービスマス費を算定している場合は、算定しない。

5 医療連携体制加算

イ・ロ (略)

ハ 医療連携体制加算(Ⅲ) 500単位

三 医療連携体制加算(Ⅳ) 100単位

注1 イについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定短期入所事業所に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1日につき所定単位数を加算する。ただし、1のロの医療型短期入所サービスマス費若しくは1のハの医療型特定短期入所サービスマス費の算定対象となる利用者、診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）別表第一「医科診療報酬点数表の精神科訪問看護・指導料(Ⅲ)若しくは訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法（平成20年厚生労働省告示第67号）別表の訪問看護基本療養費(Ⅲ)（以下「精神科訪問看護・指導料等」という。）の算定対象となる利用者又は指定生活介護等若しくは第11の1の注1に規定する指定自立訓練（機能訓練）等を行う指定障害者支援施設等において指定短期入所を行う場合の利用者に

し、この場合において、1のロの医療型短期入所サービスマス費又は1のハの医療型特定短期入所サービスマス費を算定している場合は、算定しない。

4 単独型加算 130単位

注 指定障害福祉サービスマス基準第115条第3項に規定する単独型事業所において、指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、1のロの医療型短期入所サービスマス費又は1のハの医療型特定短期入所サービスマス費を算定している場合は、算定しない。

5 医療連携体制加算

イ・ロ (略)

注1 イについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定短期入所事業所に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1日につき所定単位数を加算する。ただし、診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）別表第一「医科診療報酬点数表の精神科訪問看護・指導料(Ⅲ)若しくは訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法（平成20年厚生労働省告示第67号）別表の訪問看護基本療養費(Ⅲ)（以下「精神科訪問看護・指導料等」という。）の算定対象となる利用者又は指定生活介護等若しくは第12の1の注1に規定する指定自立訓練（機能訓練）等を行う指定障害者支援施設等において指定短期入所を行う場合の利用者については、算定しない。

については、算定しない。

2 ロについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定短期入所事業所に訪問させ、当該看護職員が2以上の利用者に対して看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8名を限度として、1日につき所定単位数を加算する。ただし、1のロの医療型短期入所サービスマニユアルは1のハの医療型特定短期入所サービスマニユアルの算定対象となる利用者、精神科訪問看護・指導料等の算定対象となる利用者又は指定生活介護等若しくは第1の1の注1に規定する指定自立訓練（機能訓練）等を行う指定障害者支援施設において指定短期入所を行う場合の利用者については、算定しない。

3 ハについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定短期入所事業所に訪問させ、当該看護職員が認定特定行為業務従事者に喀痰吸引等に係る指導を行った場合に、当該看護職員1人に対し、1日につき所定単位数を加算する。ただし、1のロの医療型短期入所サービスマニユアルは1のハの医療型特定短期入所サービスマニユアルの算定対象となる利用者又はイ若しくはロの算定対象となる利用者については、算定しない。

4 ニについては、喀痰吸引等が必要な者に対して、認定特定行為業務従事者が、喀痰吸引等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、1のロの医療型短期入所サービスマニユアルは1のハの医療型特定短期入所サービスマニユアルの算定対象となる利用者又はイ若しくはロの算定対象となる利用者については、算定しない。

6・7 (略)

8 食事提供体制加算

68単位

2 ロについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定短期入所事業所に訪問させ、当該看護職員が2以上の利用者に対して看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8名を限度として、1日につき所定単位数を加算する。ただし、精神科訪問看護・指導料等の算定対象となる利用者又は指定生活介護等若しくは第12の1の注1に規定する指定自立訓練（機能訓練）等を行う指定障害者支援施設において指定短期入所を行う場合の利用者については、算定しない。

6・7 (略)

8 食事提供体制加算

68単位

注 低所得者等に対して、指定短期入所事業所又は基準該当短期入所事業所に従事する調理員による食事の提供であること又は調理業務を第三者に委託していること等当該指定短期入所事業所又は基準該当短期入所事業所の責任において食事提供のための体制を整えているものとして都道府県知事に届け出た当該指定短期入所事業所又は基準該当短期入所事業所において、食事の提供を行った場合に、平成27年3月31日までの間、1日につき所定単位数を加算する。

9 緊急短期入所体制確保加算

40単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所事業所（空床利用型事業所（指定障害福祉サービス基準第115条第2項に規定する空床利用型事業所をいう。10において同じ。）を除く。）において、指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、当該事業所において、連続する3月において10の緊急短期入所受入加算を算定しなかった場合には、当該連続する3月の最終月の翌月から3月の間に限り算定しない。

10 緊急短期入所受入加算

イ 緊急短期入所受入加算(1)

60単位

ロ 緊急短期入所受入加算(II)

90単位

注1 イについては、1のイの福祉型短期入所サービス費及び9の緊急短期入所体制確保加算を算定している場合であつて、指定短期入所事業所が、別に厚生労働大臣が定める者に対し、居宅においてその介護を行う者の急病等の理由により、指定短期入所を緊急に行った場合に、当該指定短期入所を行った日から起算して7日（利用者の日常生活上の世話をを行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合に

注 低所得者等に対して、指定短期入所事業所又は基準該当短期入所事業所に従事する調理員による食事の提供であること又は調理業務を第三者に委託していること等当該指定短期入所事業所又は基準該当短期入所事業所の責任において食事提供のための体制を整えているものとして都道府県知事に届け出た当該指定短期入所事業所又は基準該当短期入所事業所において、食事の提供を行った場合に、平成24年3月31日までの間、1日につき所定単位数を加算する。

つては、14日)を限度として、1日につき所定単位数を加算する。ただし、当該事業所において、連続する3月において緊急短期入所受入加算を算定しなかった場合には、当該連続する3月の最終月の翌月から3月の間に限り、算定しない。

2 ロについては、1のロの医療型短期入所サービスマル若しくは1のハの医療型特定短期入所サービスマルを算定している空床利用型事業所又は1のロの医療型短期入所サービスマル若しくは1のハの医療型特定短期入所サービスマル及び9の緊急短期入所体制確保加算を算定している空床利用型事業所以外の事業所が、別に厚生労働大臣が定める者に対し、居宅においてその介護を行う者の急病等の理由により、指定短期入所を緊急に行つた場合に、利用を開始した日から起算して7日を限度として、1日につき所定単位数を加算する。ただし、空床利用型事業所以外の事業所にあつては、当該事業所において、連続する3月において緊急短期入所受入加算を算定しなかった場合には、当該連続する3月の最終月の翌月から3月の間に限り、算定しない。

11 特別重度支援加算

イ 特別重度支援加算(Ⅰ)

388単位

ロ 特別重度支援加算(Ⅱ)

120単位

注1 イについては、1のロの医療型短期入所サービスマル又は1のハの医療型特定短期入所サービスマルを算定している指定短期入所事業所が、別に厚生労働大臣が定める者に対して、指定短期入所を行つた場合に、1日につき所定単位数を算定する。

2 ロについては、1のロの医療型短期入所サービスマル又は

1のへの医療型特定短期入所サービス費を算定している指定短期入所事業所が、別に厚生労働大臣が定める者に対して、指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。ただし、1の特定事業所加算(1)を算定している場合には、算定しない。

12 送迎加算

186単位

注 別に厚生労働大臣が定める送迎を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所事業所(国、地方公共団体又はのぞみの園)が設置する指定短期入所事業所(地方自治法第24条の2第3項の規定に基づく公の管理の委託が行われている場合を除く。)を除く。以下この12において同じ。)において、利用者に対して、その居宅と指定短期入所事業所との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。

13 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定短期入所事業所又は基準該当短期入所事業所(国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。14において同じ。)が、利用者に対し、指定短期入所又は基準該当短期入所を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員処遇改善加算(1) 1から12までにより算定した単位数の1000分の28に相当する単位数(共同生活介護事業所(単独型事業所(指定障害福祉サービス基準第115条第3項に規定する単独型事業所をいう。14において同じ。))を除

く。) において行う場合にあつては1000分の30に相当する単位数、指定宿泊型自立訓練（指定障害福祉サービス基準第116条第1項第1号ロに規定する指定宿泊型自立訓練をいう。以下同じ。）を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所（同項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業所をいう。以下同じ。）において行う場合（単独型事業所を除く。）にあつては1000分の23に相当する単位数、共同生活援助事業所（単独型事業所を除く。）において行う場合にあつては1000分の69に相当する単位数、単独型事業所において行う場合にあつては1000分の17に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) により算定した単位数の100分の90に相当する単位数

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

14 福祉・介護職員処遇改善特別加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定短期入所事業所又は基準該当短期入所事業所が、利用者に対し、指定短期入所又は基準該当短期入所を行った場合に、1から12までにより算定した単位数の1000分の9に相当する単位数（共同生活介護事業所（単独型事業所を除く。）において行う場合については1000分の10に相当する単位数、指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所（単独型事業所を除く。）において行う場合については1000分の8に相当する単位数、共同生活援助事業所（単独型事業所を除く。）において行う場合については1000分の23に相当する単位数、単独型事業所において行う場合に

については1000分の6に相当する単位数)を加算する。ただし、13の福祉・介護職員処遇改善加算を算定している場合にあつては、算定しない。

第8 重度障害者等包括支援

1 重度障害者等包括支援サービス費

イ 1月に指定重度障害者等包括支援(指定障害福祉サービス基準第126条に規定する指定重度障害者等包括支援をいう。以下同じ。)として提供された障害福祉サービスについて別に厚生労働大臣が定めるところにより算定した単位数(以下「実績単位数」という。)が、1月につき市町村が別に厚生労働大臣が定めるところにより支給決定した単位数に当該月の日数(当該月において当該支給決定が効力を有する期間の日数に限るものとし、当該月における入院期間(入院の初日及び最終日を除く。)を除く。)を乗じて得た単位数(以下「支給決定単位数」という。)の100分の95以上である場合 支給決定単位数

ロ 実績単位数が支給決定単位数の100分の95を超えない場合 実績単位数に95分の100を乗じて得た単位数

注1 重度障害者等包括支援サービス費については、区分6(障害児にあつては、これに相当する心身の状態)に該当し、意思疎通を図ることに著しい支障がある者であつて、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する利用者に対して、指定重度障害者等包括支援事業所(指定障害福祉サービス基準第127条第2項に規定する指定重度障害者等包括支援事業所をいう。)において、指定重度障害者等包括支援を行った場合に、所定単位数を算定する。

(1) 第2の1の注1に規定する利用者の心身の状態に相当する心身の状態にある者であつて、四肢すべてに麻痺等

第9 重度障害者等包括支援

1 重度障害者等包括支援サービス費

イ 1月に指定重度障害者等包括支援(指定障害福祉サービス基準第126条に規定する指定重度障害者等包括支援をいう。以下同じ。)として提供された障害福祉サービスについて別に厚生労働大臣が定めるところにより算定した単位数(以下「実績単位数」という。)が、1月につき市町村が別に厚生労働大臣が定めるところにより支給決定した単位数に当該月の日数(当該月において当該支給決定が効力を有する期間の日数に限るものとし、当該月における入院期間(入院の初日及び最終日を除く。)を除く。)を乗じて得た単位数(以下「支給決定単位数」という。)の100分の95以上である場合 支給決定単位数

ロ 実績単位数が支給決定単位数の100分の95を超えない場合 実績単位数に95分の100を乗じて得た単位数

注1 重度障害者等包括支援サービス費については、区分6(障害児にあつては、これに相当する心身の状態)に該当し、意思疎通を図ることに著しい支障がある者であつて、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する利用者に対して、指定重度障害者等包括支援事業所(指定障害福祉サービス基準第127条第2項に規定する指定重度障害者等包括支援事業所をいう。)において、指定重度障害者等包括支援を行った場合に、所定単位数を算定する。

(1) 第2の1の注1に規定する利用者の心身の状態に相当する心身の状態にある者であつて、四肢すべてに麻痺等

があり、かつ、寝たきりの状態にある者のうち、次の(一)又は(二)のいずれかに該当するものであること。

- (一) 人工呼吸器による呼吸管理を行っている者
- (二) 最重度の知的障害のある者

(2) 別に厚生労働大臣が定める基準を満たしていること。

- 2 利用者が重度障害者等包括支援以外の障害福祉サービスを受けている間又は指定通所支援若しくは指定入所支援を受けている間は、重度障害者等包括支援サービスは、算定しない。

2 喀痰吸引等支援体制加算

100単位

注 指定重度障害者等包括支援事業所において、喀痰吸引等が必要な者に対して、登録特定行為事業者の認定特定行為業務従事者が、喀痰吸引等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、指定重度障害者等包括支援として提供される居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護の中で喀痰吸引等を行った場合に限る。

3 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定重度障害者等包括支援事業所(国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。4において同じ。)が、利用者に対し、指定重度障害者等包括支援を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

1 福祉・介護職員処遇改善加算(1) 1及び2により算定した

があり、かつ、寝たきりの状態にある者のうち、次の(一)又は(二)のいずれかに該当するものであること。

- (一) 人工呼吸器による呼吸管理を行っている者
- (二) 最重度の知的障害のある者

(2) 別に厚生労働大臣が定める基準を満たしていること。

- 2 利用者が重度障害者等包括支援以外の障害福祉サービスを受けている間若しくは旧法施設支援を受けている間又は児童福祉施設に入所(通所による入所を含む。)している間は、重度障害者等包括支援サービスは、算定しない。

単位数の1000分の10に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算 (D) により算定した単位数
の100分の90に相当する単位数

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算 (D) により算定した単位数
の100分の80に相当する単位数

4 福祉・介護職員処遇改善特別加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定重度障害者等包括支援事業所が、利用者に対し、指定重度障害者包括支援を行った場合に、1及び2により算定した単位数の1000分の3に相当する単位数を加算する。ただし、3の福祉・介護職員処遇改善加算を算定している場合にあつては、算定しない。

第9 共同生活介護

1 共同生活介護サービス費 (1日につき)

イ 共同生活介護サービス費 (I)

(1) 区分6 639単位

(2) 区分5 523単位

(3) 区分4 445単位

(4) 区分3 379単位

(5) 区分2 291単位

ロ 共同生活介護サービス費 (D)

(1) 区分6 589単位

(2) 区分5 473単位

(3) 区分4 394単位

(4) 区分3 329単位

(5) 区分2 241単位

第10 共同生活介護

1 共同生活介護サービス費 (1日につき)

イ 共同生活介護サービス費 (I)

(1) 区分6 645単位

(2) 区分5 528単位

(3) 区分4 449単位

(4) 区分3 383単位

(5) 区分2 294単位

ロ 共同生活介護サービス費 (D)

(1) 区分6 594単位

(2) 区分5 477単位

(3) 区分4 398単位

(4) 区分3 332単位

(5) 区分2 243単位

ハ 共同生活介護サービスマン費用

- (1) 区分6 556単位
- (2) 区分5 440単位
- (3) 区分4 362単位
- (4) 区分3 296単位
- (5) 区分2 208単位

ニ 共同生活介護サービスマン費用

- (1) 区分6 669単位
- (2) 区分5 553単位
- (3) 区分4 475単位
- (4) 区分3 409単位
- (5) 区分2 321単位

ホ 経過的居宅介護利用型共同生活介護サービスマン費用

140単位

注1 イからホまでについては、区分2以上に該当する身体障害者（身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第4条に規定する身体障害者をいい、65歳未満の者又は65歳に達する日の前日までに障害福祉サービスマン若しくはこれに準ずるものを利用したことがある者に限る。）、知的障害者（知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者をいう。）又は精神障害者（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第5条に規定する精神障害者をいう。以下同じ。）（第16の1の注1において「身体障害者等」という。）に対して、指定共同生活介護（指定障害福祉サービスマン基準第137条に規定する指定共同生活介護をいう。以下同じ。）を行った場合に、所定単位数を算定する。

2 イについては、指定障害福祉サービスマン基準第138条第1項

ハ 共同生活介護サービスマン費用

- (1) 区分6 561単位
- (2) 区分5 444単位
- (3) 区分4 365単位
- (4) 区分3 299単位
- (5) 区分2 210単位

ニ 共同生活介護サービスマン費用

- (1) 区分6 675単位
- (2) 区分5 558単位
- (3) 区分4 479単位
- (4) 区分3 413単位
- (5) 区分2 324単位

ホ 経過的居宅介護利用型共同生活介護サービスマン費用

142単位

注1 イからホまでについては、区分2以上に該当する身体障害者（身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第4条に規定する身体障害者をいい、65歳未満の者又は65歳に達する日の前日までに障害福祉サービスマン若しくはこれに準ずるものを利用したことがある者に限る。）、知的障害者（知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者をいう。）又は精神障害者（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第5条に規定する精神障害者をいう。以下同じ。）（第17の1の注1において「身体障害者等」という。）に対して、指定共同生活介護（指定障害福祉サービスマン基準第137条に規定する指定共同生活介護をいう。以下同じ。）を行った場合に、所定単位数を算定する。

2 イについては、指定障害福祉サービスマン基準第138条第1項

第1号の規定により置くべき世話人（以下第9において「世話人」という。）が、常勤換算方法で、利用者の数を4で除して得た数以上配置されているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活介護事業所（指定障害福祉サービス基準第138条第1項に規定する指定共同生活介護事業所をいう。以下同じ。）において、指定共同生活介護を行った場合に、障害程度区分に応じ、1日につき所定単位数を算定する。

3・4 (略)

5 平成27年3月31日までの間、指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項又は第2項の規定の適用を受ける利用者に対し、指定共同生活介護を行った場合にあつては、イからハまでにかかわらず、次の(1)から(3)までの場合に応じ、1日につき所定単位数を算定する。

(1) 注2に規定する指定共同生活介護事業所の場合

- 区分6 430単位
- 区分5 384単位
- 区分4 353単位

(2) 注3に規定する指定共同生活介護事業所の場合

- 区分6 379単位
- 区分5 334単位
- 区分4 302単位

(3) 注4に規定する指定共同生活介護事業所の場合

- 区分6 347単位
- 区分5 301単位
- 区分4 269単位

6 (略)

第1号の規定により置くべき世話人（以下第10において「世話人」という。）が、常勤換算方法で、利用者の数を4で除して得た数以上配置されているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活介護事業所（指定障害福祉サービス基準第138条第1項に規定する指定共同生活介護事業所をいう。以下同じ。）において、指定共同生活介護を行った場合に、障害程度区分に応じ、1日につき所定単位数を算定する。

3・4 (略)

5 平成24年3月31日までの間、指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項又は第2項の規定の適用を受ける利用者に対し、指定共同生活介護を行った場合にあつては、イからハまでにかかわらず、次の(1)から(3)までの場合に応じ、1日につき所定単位数を算定する。

(1) 注2に規定する指定共同生活介護事業所の場合

- 区分6 434単位
- 区分5 388単位
- 区分4 356単位

(2) 注3に規定する指定共同生活介護事業所の場合

- 区分6 383単位
- 区分5 337単位
- 区分4 305単位

(3) 注4に規定する指定共同生活介護事業所の場合

- 区分6 350単位
- 区分5 304単位
- 区分4 272単位

6 (略)

7 ホについては、経過的居宅介護利用型指定共同生活介護事業所において、指定共同生活介護を行った場合に、平成27年3月31日までの間、1日につき所定単位数を算定する。

8 イからホまでに掲げる共同生活介護サービスマン費用（注5に規定する場合を含む。）の算定に当たって、イからニまでについては次の(1)から(5)までのいずれかに該当する場合に、ホについては次の(1)、(3)、(4)又は(5)のいずれかに該当する場合に、それぞれに掲げる割合を所定単位数に乘以て得た数を算定する。ただし、(5)に該当する場合であつて、かつ、(3)又は(4)に該当する場合にあつては、(3)又は(4)のそれぞれに掲げる割合を所定単位数に乘以て得た数を算定する。

(1)・(2) (略)

(3) 共同生活住居（指定障害福祉サービスマン基準第137条に規定する共同生活住居をいう。以下第9において同じ。）の入居定員（指定障害福祉サービスマン基準第217条に規定する一体型指定共同生活介護事業所及び一体型指定共同生活援助事業所を一の事業所とみなした場合における当該共同生活住居に係る入居定員とする。以下同じ。）が8人以上である場合 100分の95

(4) (略)

(5) 一体的な運営が行われている共同生活住居の入居定員の合計数が21人以上である場合 100分の95

9 利用者が共同生活介護以外の障害福祉サービスマンを受けている間（居宅介護を受けている間（注5の適用を受けている間又はホの経過的居宅介護利用型共同生活介護サービスマンを受けている間に限る。）及び重度訪問介護を受けてい

7 ホについては、経過的居宅介護利用型指定共同生活介護事業所において、指定共同生活介護を行った場合に、平成24年3月31日までの間、1日につき所定単位数を算定する。

8 イからホまでに掲げる共同生活介護サービスマン費用（注5に規定する場合を含む。）の算定に当たって、イからニまでについては次の(1)から(4)までのいずれかに該当する場合に、ホについては次の(1)、(3)又は(4)のいずれかに該当する場合に、それぞれに掲げる割合を所定単位数に乘以て得た数を算定する。

(1)・(2) (略)

(3) 共同生活住居（指定障害福祉サービスマン基準第137条に規定する共同生活住居をいう。以下第10において同じ。）の入居定員（指定障害福祉サービスマン基準第217条に規定する一体型指定共同生活介護事業所及び一体型指定共同生活援助事業所を一の事業所とみなした場合における当該共同生活住居に係る入居定員とする。以下同じ。）が8人以上である場合 100分の95

(4) (略)

9 利用者が共同生活介護以外の障害福祉サービスマンを受けている間（居宅介護を受けている間（注5の適用を受けている間又はホの経過的居宅介護利用型共同生活介護サービスマンを受けている間に限る。）及び重度訪問介護を受けてい

る間（注5の適用を受けている間又はホの経過的居宅介護
利用型共同生活介護サービス費を受けている間に限る。）
を除く。）は、共同生活介護サービス費は、算定しない。

1の2 福祉専門職員配置等加算

イ・ロ (略)

注1 イについては、世話人又は指定障害福祉サービス基準第1
38条第1項の規定により置くべき生活支援員（以下第9に
おいて「生活支援員等」という。）（注2において「世話
人等」という。）として常勤で配置されている従業者のう
ち、社会福祉士、介護福祉士又は精神保健福祉士である従
業者の割合が100分の25以上であるものとして都道府県知事
に届け出た指定共同生活介護事業所において、指定共同生
活介護を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する
。

2 (略)

2 夜間支援体制加算

1 夜間支援体制加算(1)

(1) 夜間及び深夜の時間帯において、世話人又は生活支援員等
が支援を行う利用者（以下この2において「夜間支援対象利
用者」という。）が4人以下の場合

㊶ 区分5及び区分6

314単位

㊷ 区分4

164単位

㊸ 区分2及び区分3

107単位

(2) 夜間支援対象利用者が5人の場合

㊹ 区分5及び区分6

273単位

㊺ 区分4

137単位

る間（注5の適用を受けている間又はホの経過的居宅介護
利用型共同生活介護サービス費を受けている間に限る。）
を除く。）又は旧法施設支援を受けている間は、共同生活
介護サービス費は、算定しない。

1の2 福祉専門職員配置等加算

イ・ロ (略)

注1 イについては、世話人又は指定障害福祉サービス基準第1
38条第1項の規定により置くべき生活支援員（以下第10に
おいて「生活支援員等」という。）（注2において「世話
人等」という。）として常勤で配置されている従業者のう
ち、社会福祉士、介護福祉士又は精神保健福祉士である従
業者の割合が100分の25以上であるものとして都道府県知事
に届け出た指定共同生活介護事業所において、指定共同生
活介護を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する
。

2 (略)

2 夜間支援体制加算

1 夜間及び深夜の時間帯において、世話人又は生活支援員等が

支援を行う利用者（以下第10の2において「夜間支援対象利
用者」という。）が4人以下の場合

(1) 区分5及び区分6

314単位

(2) 区分4

164単位

(3) 区分2及び区分3

107単位

㊸	区分2及び区分3	98単位
(3)	夜間支援対象利用者が6人の場合	
㊸	区分5及び区分6	238単位
㊹	区分4	119単位
㊺	区分2及び区分3	89単位
(4)	夜間支援対象利用者が7人の場合	
㊸	区分5及び区分6	216単位
㊹	区分4	99単位
㊺	区分2及び区分3	75単位
(5)	夜間支援対象利用者が8人以上10人以下の場合	
㊸	区分5及び区分6	171単位
㊹	区分4	81単位
㊺	区分2及び区分3	59単位
(6)	夜間支援対象利用者が11人以上13人以下の場合	
㊸	区分5及び区分6	115単位
㊹	区分4	52単位
㊺	区分2及び区分3	37単位
(7)	夜間支援対象利用者が14人以上16人以下の場合	
㊸	区分5及び区分6	100単位
㊹	区分4	37単位
㊺	区分2及び区分3	23単位
(8)	夜間支援対象利用者が17人以上20人以下の場合	
㊸	区分5及び区分6	89単位
㊹	区分4	26単位
㊺	区分2及び区分3	14単位
(9)	夜間支援対象利用者が21人以上30人以下の場合（夜間支援対象利用者が同一の共同生活住居に入居している場合に限る）	

<p>ロ) <u>区分5及び区分6</u> <u>区分4</u> <u>区分2及び区分3</u> <u>夜間支援体制加算(Ⅱ)</u> <u>10単位</u></p>	<p><u>78単位</u> <u>15単位</u> <u>5単位</u> <u>10単位</u></p>
<p>ク <u>夜間支援対象利用者が5人の場合</u> (1) <u>区分5及び区分6</u> (2) <u>区分4</u> (3) <u>区分2及び区分3</u></p>	<p><u>273単位</u> <u>137単位</u> <u>98単位</u></p>
<p>ク <u>夜間支援対象利用者が6人の場合</u> (1) <u>区分5及び区分6</u> (2) <u>区分4</u> (3) <u>区分2及び区分3</u></p>	<p><u>238単位</u> <u>119単位</u> <u>89単位</u></p>
<p>ク <u>夜間支援対象利用者が7人の場合</u> (1) <u>区分5及び区分6</u> (2) <u>区分4</u> (3) <u>区分2及び区分3</u></p>	<p><u>216単位</u> <u>99単位</u> <u>75単位</u></p>
<p>ク <u>夜間支援対象利用者が8人以上10人以下の場合</u> (1) <u>区分5及び区分6</u> (2) <u>区分4</u> (3) <u>区分2及び区分3</u></p>	<p><u>171単位</u> <u>81単位</u> <u>59単位</u></p>
<p>ク <u>夜間支援対象利用者が11人以上13人以下の場合</u> (1) <u>区分5及び区分6</u> (2) <u>区分4</u> (3) <u>区分2及び区分3</u></p>	<p><u>115単位</u> <u>52単位</u> <u>37単位</u></p>
<p>ク <u>夜間支援対象利用者が14人以上16人以下の場合</u> (1) <u>区分5及び区分6</u> (2) <u>区分4</u></p>	<p><u>100単位</u> <u>37単位</u></p>

注1 イについては、利用者に対して夜間及び深夜の時間帯を通じて必要な介護等の支援を提供できる体制（以下「夜間支援体制」という。）を確保しているものとして都道府県知事が認めた指定共同生活介護事業所（経過的居宅介護利用型指定共同生活介護事業所を除く。）において、指定共同生活介護を行った場合に、夜間支援対象利用者の数及び障害程度区分に応じ、1日につき所定単位数を加算する。

2 ロについては、夜間及び深夜の時間帯を通じて、利用者に病状の急変その他の緊急の事態が生じた時に、利用者の呼び出し等に速やかに対応できるよう、常時の連絡体制を確保している指定共同生活介護事業所において、指定共同生活介護を行った場合に、指定共同生活介護の利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算する。ただし、イの夜間支援体制加算(1)の算定対象となる利用者については、算定しない。

3 重度障害者支援加算 45単位

注 第8の注1に規定する利用者の心身の状態に相当する心身

(3) 区分2及び区分3 23単位

チ 夜間支援対象利用者が17人以上20人以下の場合

(1) 区分5及び区分6 89単位

(2) 区分4 26単位

(3) 区分2及び区分3 14単位

リ 夜間支援対象利用者が21以上30人以下の場合（夜間支援対象利用者が同一の共同生活住居に入居している場合に限る。）

(1) 区分5及び区分6 78単位

(2) 区分4 15単位

(3) 区分2及び区分3 5単位

注 利用者に対して夜間及び深夜の時間帯を通じて必要な介護等の支援を提供できる体制（以下「夜間支援体制」という。）を確保しているものとして都道府県知事が認めた指定共同生活介護事業所（経過的居宅介護利用型指定共同生活介護事業所を除く。）において、指定共同生活介護を行った場合に、夜間支援対象利用者の数及び障害程度区分に応じ、1日につき所定単位数を加算する。

3 重度障害者支援加算 26単位

注 第9の注1に規定する利用者の心身の状態に相当する心身の

の状態にある者（指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項又は第2項の規定の適用を受ける利用者を除く。）の数が2以上である指定共同生活介護事業所（経過的居宅介護利用型指定共同生活介護事業所を除く。）において、指定障害福祉サービス基準第138条に規定する生活支援員の員数に加えて生活支援員を配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活介護事業所において、指定共同生活介護を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

4 日中支援加算

イ・ロ（略）

注 指定共同生活介護事業所（経過的居宅介護利用型指定共同生活介護事業所を除く。）が、生活介護、自立訓練、就労移行支援若しくは就労継続支援に係る支給決定を受けている利用者又は就労している利用者（指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項又は第2項の規定の適用を受ける利用者を除く。）が心身の状況等により当該障害福祉サービス等を利用又は就労することができないときに、当該利用者に対して昼間の時間帯における支援を行った場合であつて、当該支援を行った日が1月につき2日を超える場合に、当該2日を超える期間について、障害程度区分に応じ、1日につき所定単位数を加算する。

5 自立生活支援加算

14単位

注 次の(1)及び(2)に掲げる要件を満たしているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活介護事業所が、居宅における単身等での生活（以下この注及び第16の2において「単身生活等」という。）が可能であると見込まれる利用者に対して、市町村の承認を受けた共同生活介護計画に基づき、単身生活等へ

状態にある者（指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項又は第2項の規定の適用を受ける利用者を除く。）の数が2以上である指定共同生活介護事業所（経過的居宅介護利用型指定共同生活介護事業所を除く。）において、指定障害福祉サービス基準第138条に規定する生活支援員の員数に加えて生活支援員を配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活介護事業所において、指定共同生活介護を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

4 日中支援加算

イ・ロ（略）

注 指定共同生活介護事業所（経過的居宅介護利用型指定共同生活介護事業所を除く。）が、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援若しくは通所による旧法施設支援に係る支給決定を受けている利用者又は就労している利用者（指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項又は第2項の規定の適用を受ける利用者を除く。）が心身の状況等により当該障害福祉サービス等を利用又は就労することができないときに、当該利用者に対して昼間の時間帯における支援を行った場合であつて、当該支援を行った日が1月につき2日を超える場合に、当該2日を超える期間について、障害程度区分に応じ、1日につき所定単位数を加算する。

5 自立生活支援加算

14単位

注 次の(1)及び(2)に掲げる要件を満たしているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活介護事業所が、居宅における単身等での生活（以下この注及び第17の2において「単身生活等」という。）が可能であると見込まれる利用者に対して、市町村の承認を受けた共同生活介護計画に基づき、単身生活等へ

の移行に向けた相談支援等を行った場合に、当該共同生活介護計画の対象となる期間のうち180日を限度として、1日につき所定単位数を加算する。

(1)・(2) (略)

6～8 (略)

9 医療連携体制加算

イ・ロ (略)

ハ 医療連携体制加算 (III)

三 医療連携体制加算 (IV)

注 1～2 (略)

500単位

100単位

3 ハについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定共同生活介護事業所に訪問させ、当該看護職員が認定特定行為業務従事者に喀痰吸引等に係る指導を行った場合ロ、当該看護職員1人に対し、1日につき所定単位数を加算する。

4 ニについては、喀痰吸引等が必要な者に対して、認定特定行為業務従事者が、喀痰吸引等を行った場合、1日につき所定単位数を加算する。ただし、イ又はロを算定している場合にあつては、算定しない。

10 通勤者生活支援加算

18単位

注 指定共同生活介護の利用者のうち100分の50以上の者が通常の事業所に雇用されているとして都道府県知事に届け出た指定共同生活介護を行う指定共同生活介護事業所において、主として日中において、職場での対人関係の調整や相談・助言及び金銭管理についての指導等執務を定着させるために必要な日常生活上の支援を行っている場合に、1日につき所定単位数を加算する。

の移行に向けた相談支援等を行った場合に、当該共同生活介護計画の対象となる期間のうち180日を限度として、1日につき所定単位数を加算する。

(1)・(2) (略)

6～8 (略)

9 医療連携体制加算

イ・ロ (略)

注 1～2 (略)

11 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活介護事業所（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。12において同じ。）が、利用者に対し、指定共同生活介護を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 1から10までにより算定した単位数の1000分の30に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) イにより算定した単位数の100分の90に相当する単位数

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) イにより算定した単位数の100分の80に相当する単位数

12 福祉・介護職員処遇改善特別加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活介護事業所が、利用者に対し、指定共同生活介護を行った場合に、1から10までにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数を所定単位数に加算する。ただし、11の福祉・介護職員処遇改善加算を算定している場合にあつては、算定しない。

第10 施設入所支援

1 施設入所支援サービス費（1日につき）

イ 利用定員が40人以下

(1) 区分 6

447単位

第11 施設入所支援

1 施設入所支援サービス費（1日につき）

イ 利用定員が40人以下

(1) 区分 6

400単位

(2) 区分 5	<u>376</u> 単位
(3) 区分 4	<u>304</u> 単位
(4) 区分 3	<u>229</u> 単位
(5) 区分 2 以下	<u>165</u> 単位
ロ 利用定員が41人以上60人以下	
(1) 区分 6	<u>352</u> 単位
(2) 区分 5	<u>293</u> 単位
(3) 区分 4	<u>232</u> 単位
(4) 区分 3	<u>182</u> 単位
(5) 区分 2 以下	<u>144</u> 単位
ハ 利用定員が61人以上80人以下	
(1) 区分 6	<u>291</u> 単位
(2) 区分 5	<u>244</u> 単位
(3) 区分 4	<u>195</u> 単位
(4) 区分 3	<u>159</u> 単位
(5) 区分 2 以下	<u>130</u> 単位
ニ 利用定員が81人以上	
(1) 区分 6	<u>265</u> 単位
(2) 区分 5	<u>220</u> 単位
(3) 区分 4	<u>175</u> 単位
(4) 区分 3	<u>144</u> 単位
(5) 区分 2 以下	<u>123</u> 単位
ホ <u>経過的施設入所支援サービス費</u> 別に厚生労働大臣が定める ところにより障害児入所給付費単位数表の第 1 に掲げるそ れの所定単位数に100分の32を乗じて得た単位数	
注 1 イからニまでについては、次の(1)から(3)までのいずれ かに該当する利用者に対して、指定障害者支援施設が行う	

(2) 区分 5	<u>328</u> 単位
(3) 区分 4	<u>256</u> 単位
(4) 区分 3	<u>180</u> 単位
(5) 区分 2 以下	<u>115</u> 単位
ロ 利用定員が41人以上60人以下	
(1) 区分 6	<u>309</u> 単位
(2) 区分 5	<u>249</u> 単位
(3) 区分 4	<u>188</u> 単位
(4) 区分 3	<u>138</u> 単位
(5) 区分 2 以下	<u>99</u> 単位
ハ 利用定員が61人以上80人以下	
(1) 区分 6	<u>255</u> 単位
(2) 区分 5	<u>207</u> 単位
(3) 区分 4	<u>158</u> 単位
(4) 区分 3	<u>121</u> 単位
(5) 区分 2 以下	<u>92</u> 単位
ニ 利用定員が81人以上	
(1) 区分 6	<u>231</u> 単位
(2) 区分 5	<u>186</u> 単位
(3) 区分 4	<u>141</u> 単位
(4) 区分 3	<u>109</u> 単位
(5) 区分 2 以下	<u>88</u> 単位
注 1 イからニまでについては、次の(1)から(3)までのいずれ かに該当する利用者に対して、指定障害者支援施設が行う	

施設入所支援に係る指定障害福祉サービス（以下「指定施設入所支援」という。）又はのぞみの園が行う施設入所支援（以下「指定施設入所支援等」という。）を行った場合に、利用定員及び障害程度区分（障害程度区分1から6までのいずれにも該当しない者又は障害程度区分の判定を行っていない者にあつては、「区分2以下」とする。）に並び、1日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する指定障害者支援施設の指定施設入所支援等の単位（指定施設入所支援等であつて、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。以下同じ。）の場合にあつては、所定単位数の1000分の95に相当する単位数を算定する。

(1) (略)

(2) 第11の1の注1に規定する指定自立訓練（機能訓練）等、第12の1の注1に規定する指定自立訓練（生活訓練）等（同注に規定する指定宿泊型自立訓練を除く。）、第13の1の注1に規定する指定就労移行支援等、第14の1の注1に規定する指定就労継続支援A型等又は第15の1の注1に規定する指定就労継続支援B型等（以下「指定自立訓練等」という。）を受け、かつ、入所させながら訓練等を実施することが必要かつ効果的であると認められる者又は地域における障害福祉サービスの提供体制の状況その他やむを得ない事情により、通所によつて訓練等を受けることが困難な者

(3) 別に厚生労働大臣が定める者のうち、指定生活介護等を受ける者であつて、区分3（50歳以上の者にあつては、区分2）以下に該当するもの若しくは区分1から区分

施設入所支援に係る指定障害福祉サービス（以下「指定施設入所支援」という。）又はのぞみの園が行う施設入所支援（以下「指定施設入所支援等」という。）を行った場合に、利用定員及び障害程度区分（障害程度区分1から6までのいずれにも該当しない者又は障害程度区分の判定を行っていない者にあつては、「区分2以下」とする。）に並び、1日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する指定障害者支援施設の指定施設入所支援等の単位（指定施設入所支援等であつて、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。以下同じ。）の場合にあつては、所定単位数の1000分の95に相当する単位数を算定する。

(1) (略)

(2) 第12の1の注1に規定する指定自立訓練（機能訓練）等、第13の1の注1に規定する指定自立訓練（生活訓練）等（同注に規定する指定宿泊型自立訓練を除く。）又は第14の1の注1に規定する指定就労移行支援等（以下「指定自立訓練等」という。）を受け、かつ、入所させながら訓練等を実施することが必要かつ効果的であると認められる者又は地域における障害福祉サービスの提供体制の状況その他やむを得ない事情により、通所によつて訓練等を受けることが困難な者

(3) 別に厚生労働大臣が定める者のうち、指定生活介護等を受ける者であつて、区分3（50歳以上の者にあつては、区分2）以下に該当するもの若しくは区分1から区分

6までのいずれにも該当しないもの又は指定自立訓練等を受ける者

2 ホについては、別に厚生労働大臣が定める者に対して、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設において、指定施設入所支援を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定する。

3 (略)

4 当該指定障害者支援施設等に管理栄養士若しくは栄養士の配置がされていない場合又は配置されている管理栄養士若しくは栄養士の配置が常勤でない場合は、利用定員に応じ、1日につき単位数を所定単位数を減算する。

イ 管理栄養士又は栄養士の配置がされていない場合

(1) 利用定員が40人以下 27単位

(2) 利用定員が41人以上60人以下 22単位

(3) 利用定員が61人以上80人以下 15単位

(4) 利用定員が81人以上 12単位

ロ 配置されている管理栄養士又は栄養士が常勤でない場合

(1) 利用定員が40人以下 12単位

(2) 利用定員が41人以上60人以下 10単位

(3) 利用定員が61人以上80人以下 7単位

(4) 利用定員が81人以上 6単位

2 夜勤職員配置体制加算

(1) 利用定員が21人以上40人以下 49単位

6までのいずれにも該当しないもの又は指定自立訓練等、第15の1の注1に規定する指定就労継続支援A型等若しくは第16の1の注1に規定する指定就労継続支援B型等を受ける者

2 (略)

2 夜勤職員配置体制加算

(1) 利用定員が21人以上40人以下 38単位

<p>(2) 利用定員が41人以上60人以下 (3) 利用定員が61人以上</p> <p>注 (略)</p> <p>3 重度障害者支援加算 イ・ロ (略)</p>	<p><u>41単位</u> <u>36単位</u></p> <p>(2) 利用定員が41人以上60人以下 (3) 利用定員が61人以上</p> <p>注 (略)</p> <p>3 重度障害者支援加算 イ・ロ (略)</p>
<p>注 1 イについては、医師意見書により特別な医療が必要であるとされる者又はこれに準ずる者が利用者（指定生活介護等を受ける者に限る。注 3において同じ。）の数の合計数の100分の20以上であつて、指定障害者支援施設基準第 4 条又は附則第 3 条に規定する人員配置に加え、常勤換算方法で、指定障害者支援施設基準第 4 条第 1 項第 1 号又は附則第 3 条第 1 項第 1 号に掲げる看護職員又は生活支援員を 1 人以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定施設入所支援等の単位において、指定施設入所支援等の提供を行った場合に、1 日につき所定単位数を加算する。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 ロ(1)については、第 6 の 2 のイに規定する人員配置体制加算(1)が算定されている利用者であつて、<u>第 8 の注 1 の(2)</u>に規定する別に厚生労働大臣が定める基準を満たしている利用者 1 人につき、指定障害者支援施設基準第 4 条又は附則第 3 条に規定する人員配置に加え、常勤換算方法で、指定障害者支援施設基準第 4 条第 1 項第 1 号又は附則第 3 条第 1 項第 1 号に掲げる生活支援員を 0.5 人以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定施設入所支援等の単位において、指定施設入所支援等の提供を行った場合に、1 日につき所定単位数を加算する。</p> <p>4 ロ(2)については、第 6 の 2 のロに規定する人員配置体制加</p>	<p><u>30単位</u> <u>25単位</u></p> <p>(2) 利用定員が41人以上60人以下 (3) 利用定員が61人以上</p> <p>注 (略)</p> <p>3 重度障害者支援加算 イ・ロ (略)</p> <p>注 1 イについては、医師意見書により特別な医療が必要であるとされる者が利用者（指定生活介護等を受ける者に限る。注 3において同じ。）の数の合計数の100分の20以上であつて、指定障害者支援施設基準第 4 条又は附則第 3 条に規定する人員配置に加え、常勤換算方法で、指定障害者支援施設基準第 4 条第 1 項第 1 号に掲げる看護職員又は生活支援員を 1 人以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定施設入所支援等の単位において、指定施設入所支援等の提供を行った場合に、1 日につき所定単位数を加算する。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 ロ(1)については、第 6 の 2 のイに規定する人員配置体制加算(1)が算定されている利用者であつて、<u>第 9 の注 1 の(2)</u>に規定する別に厚生労働大臣が定める基準を満たしている利用者 1 人につき、指定障害者支援施設基準第 4 条又は附則第 3 条に規定する人員配置に加え、常勤換算方法で、指定障害者支援施設基準第 4 条第 1 項第 1 号又は附則第 3 条第 1 項第 1 号に掲げる生活支援員を 0.5 人以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定施設入所支援等の単位において、指定施設入所支援等の提供を行った場合に、1 日につき所定単位数を加算する。</p> <p>4 ロ(2)については、第 6 の 2 のロに規定する人員配置体制加</p>

算(Ⅱ)が算定されている利用者であつて、第8の注1の(2)に規定する別に厚生労働大臣が定める基準を満たしている利用者1人につき、指定障害者支援施設基準第4条又は附則第3条の規定による人員配置に加え、常勤換算方法で、指定障害者支援施設基準第4条第1項第1号又は附則第3条第1項第1号の規定により置くべき生活支援員を0.5人以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定施設入所支援等の単位において、指定施設入所支援等の提供を行った場合に、障害程度区分に応じ、1日につき所定単位数を加算する。

5 ロ(3)については、第6の2のハに規定する人員配置体制加算(Ⅱ)が算定されている利用者であつて、第8の注1の(2)に規定する別に厚生労働大臣が定める基準を満たしている利用者1人につき、指定障害者支援施設基準第4条又は附則第3条の規定による人員配置に加え、常勤換算方法で、指定障害者支援施設基準第4条第1項第1号又は附則第3条第1項第1号の規定により置くべき生活支援員を0.5人以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定施設入所支援等の単位において、指定施設入所支援等の提供を行った場合に、障害程度区分に応じ、1日につき所定単位数を加算する。

6 ロ(4)については、第6の2に規定する人員配置体制加算が算定されていない利用者であつて、第8の注1の(2)に規定する別に厚生労働大臣が定める基準を満たしている利用者1人につき、指定障害者支援施設基準第4条又は附則第3条の規定による人員配置に加え、常勤換算方法で、指定障害者支援施設基準第4条第1項第1号又は附則第3条第1項第1号の規定により置くべき生活支援員を1人以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定施設入所支援等の単位に

算(Ⅱ)が算定されている利用者であつて、第9の注1の(2)に規定する別に厚生労働大臣が定める基準を満たしている利用者1人につき、指定障害者支援施設基準第4条又は附則第3条の規定による人員配置に加え、常勤換算方法で、指定障害者支援施設基準第4条第1項第1号又は附則第3条第1項第1号の規定により置くべき生活支援員を0.5人以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定施設入所支援等の単位において、指定施設入所支援等の提供を行った場合に、障害程度区分に応じ、1日につき所定単位数を加算する。

5 ロ(3)については、第6の2のハに規定する人員配置体制加算(Ⅱ)が算定されている利用者であつて、第9の注1の(2)に規定する別に厚生労働大臣が定める基準を満たしている利用者1人につき、指定障害者支援施設基準第4条又は附則第3条の規定による人員配置に加え、常勤換算方法で、指定障害者支援施設基準第4条第1項第1号又は附則第3条第1項第1号の規定により置くべき生活支援員を0.5人以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定施設入所支援等の単位において、指定施設入所支援等の提供を行った場合に、障害程度区分に応じ、1日につき所定単位数を加算する。

6 ロ(4)については、第6の2に規定する人員配置体制加算が算定されていない利用者であつて、第9の注1の(2)に規定する別に厚生労働大臣が定める基準を満たしている利用者1人につき、指定障害者支援施設基準第4条又は附則第3条の規定による人員配置に加え、常勤換算方法で、指定障害者支援施設基準第4条第1項第1号又は附則第3条第1項第1号の規定により置くべき生活支援員を1人以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定施設入所支援等の単位に

において、指定施設入所支援等の提供を行った場合に、障害程度区分に応じ、1日につき所定単位数を加算する。

- 7 (略)
4・5 (略)

において、指定施設入所支援等の提供を行った場合に、障害程度区分に応じ、1日につき所定単位数を加算する。

- 7 (略)
4・5 (略)

6 土日等日中支援加算

90単位

注 次の(1)又は(2)のいずれかに該当する日に、当該指定障害者支援施設において昼間の時間帯における介護等の支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

- (1) 土曜日、日曜日等であつて指定生活介護等、指定自立訓練等、第15の1の注1に規定する指定就労継続支援A型等又は第16の1の注1に規定する指定就労継続支援B型等((2)において「日中活動サービスマ」という。)に係るサービスマが算定されない日

(2) 利用者が現に入所している指定障害者支援施設等において実施されている日中活動サービスマ以外の日中活動サービスマを利用してしている場合において、心身の状況等により当該日中活動サービスマが利用できない日

7 入院・外泊時加算

- (1) 利用定員が60人以下 320単位
(2) 利用定員が61人以上80人以下 272単位
(3) 利用定員が81人以上 247単位

において、指定施設入所支援等の提供を行った場合に、障害程度区分に応じ、1日につき所定単位数を加算する。

- 7 (略)
4・5 (略)

において、指定施設入所支援等の提供を行った場合に、障害程度区分に応じ、1日につき所定単位数を加算する。

- 7 (略)
4・5 (略)

6 入院・外泊時加算

90単位

注 次の(1)又は(2)のいずれかに該当する日に、当該指定障害者支援施設において昼間の時間帯における介護等の支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

- (1) 土曜日、日曜日等であつて指定生活介護等、指定自立訓練等、第15の1の注1に規定する指定就労継続支援A型等又は第16の1の注1に規定する指定就労継続支援B型等((2)において「日中活動サービスマ」という。)に係るサービスマが算定されない日

(2) 利用者が現に入所している指定障害者支援施設等において実施されている日中活動サービスマ以外の日中活動サービスマを利用してしている場合において、心身の状況等により当該日中活動サービスマが利用できない日

7 入院・外泊時加算

- (1) 利用定員が60人以下 320単位
(2) 利用定員が61人以上80人以下 272単位
(3) 利用定員が81人以上 247単位

において、指定施設入所支援等の提供を行った場合に、障害程度区分に応じ、1日につき所定単位数を加算する。

- 7 (略)
4・5 (略)

において、指定施設入所支援等の提供を行った場合に、障害程度区分に応じ、1日につき所定単位数を加算する。

- 7 (略)
4・5 (略)

6 入院・外泊時加算

90単位

注 利用者病棟又は診療所への入院を要した場合及び利用者に

た場合及び利用者に対して居室における外泊（指定共同生活介護及び第16の1の注1に規定する指定共同生活援助における体験的な利用に伴う外泊を含む。以下この6において同じ。）を認めた場合に、入院し、又は外泊した初日から起算して8日を限度として、所定単位数に代えて、利用定員に及び、それぞれ(1)から(3)までに掲げる単位数（地方公共団体が設置する指定障害者支援施設の場合にあつては、(1)から(3)までに掲げる単位数の1000分の965に相当する単位数）を算定する。ただし、入院又は外泊の初日及び最終日は、算定しない。

2 ロについては、利用者が病院又は診療所への入院を要した場合及び利用者に対して居室における外泊を認めた場合に、施設従業者（指定障害者支援施設基準第4条又は附則第3条の規定により指定障害者支援施設等に置くべき従業者をいう。7及び8において同じ。）が、施設障害福祉サービス計画に基づき、当該利用者に対する支援を行った場合に、入院し、又は外泊した初日から起算して8日を超えた日から82日を限度として、所定単位数に代えて、利用定員に及び、それぞれ(1)から(3)までに掲げる単位数（地方公共団体が設置する指定障害者支援施設の場合にあつては、(1)から(3)までに掲げる単位数の1000分の965に相当する単位数）を算定する。ただし、入院又は外泊の初日及び最終日は、算定しない。

対して居室における外泊（指定共同生活介護及び第17の1の注1に規定する指定共同生活援助における体験的な利用に伴う外泊を含む。以下この7及び8において同じ。）を認めた場合に、1月に8日（継続して入院又は外泊している者にあつては、入院し、又は外泊した初日から起算して3月に限る。）を限度として、所定単位数に代えて、利用定員に及び、それぞれ(1)から(3)までに掲げる単位数（地方公共団体が設置する指定障害者支援施設の場合にあつては、(1)から(3)までに掲げる単位数の1000分の965に相当する単位数とする。）を算定する。ただし、入院又は外泊の初日及び最終日は、算定しない。

8 長期入院等支援加算

- | | |
|---------------------|-------|
| (1) 利用定員が60人以下 | 160単位 |
| (2) 利用定員が61人以上80人以下 | 136単位 |
| (3) 利用定員が81人以上 | 123単位 |

注 利用者が病院又は診療所への入院を要した場合及び利用者に
対して外泊を認めた場合に、施設従業者のうち、いずれかの職
種の者が、施設障害福祉サービス計画に基づき、当該利用者に
対する支援を行った場合に、入院又は外泊期間（入院又は外泊
の初日及び最終日並びに4の入院・外泊時加算が算定される期
間を除く。）について、1日につき、利用定員に及び、所定単
位数（地方公共団体が設置する指定障害者支援施設の場合にあ
つては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数とする。）
を算定する（継続して入院している者にあつては、入院した初
日から起算して3月に限る。）。ただし、6の入院時支援特別
加算が算定される月は、算定しない。

9 入院時支援特別加算

(1)・(2) (略)

注 家族等から入院に係る支援を受けることが困難な利用者が病
院又は診療所（指定障害者支援施設等の同一敷地内に併設する
病院又は診療所を除く。）への入院を要した場合に、指定障害
者支援施設基準第4条又は附則第3条の規定により指定障害者
支援施設等に置くべき従業者（10において「施設従業者」とい
う。）のうちいずれかの職種の者が、施設障害福祉サービス計
画に基づき、当該利用者が入院している病院又は診療所を訪問
し、当該病院又は診療所との連絡調整及び被服等の準備その他
の日常生活上の支援を行った場合に、1月に1回を限度として
、入院期間の日数の合計に及び、所定単位数を算定する。

10 地域移行加算

注 (略)

11 地域生活移行個別支援特別加算

イ・ロ (略)

7 入院時支援特別加算

(1)・(2) (略)

注 家族等から入院に係る支援を受けることが困難な利用者が病
院又は診療所（指定障害者支援施設等の同一敷地内に併設する
病院又は診療所を除く。）への入院を要した場合に、施設従業
者のうちいずれかの職種の者が、施設障害福祉サービス計画に
基づき、当該利用者が入院している病院又は診療所を訪問し、
当該病院又は診療所との連絡調整及び被服等の準備その他の日
常生活上の支援を行った場合に、1月に1回を限度として、入
院期間の日数の合計に及び、所定単位数を算定する。

8 地域移行加算

注 (略)

9 地域生活移行個別支援特別加算

イ・ロ (略)

12 栄養管理体制加算

イ 栄養士配置加算(Ⅰ)

(1) 利用定員が40人以下	27単位
(2) 利用定員が41人以上60人以下	22単位
(3) 利用定員が61人以上80人以下	15単位
(4) 利用定員が81人以上	12単位

ロ 栄養士配置加算(Ⅱ)

(1) 利用定員が40人以下	15単位
(2) 利用定員が41人以上60人以下	12単位
(3) 利用定員が61人以上80人以下	8単位
(4) 利用定員が81人以上	6単位

注1 イについては、次の(1)及び(2)に掲げる基準のいずれにも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設等について、利用定員に依じ、1日につき所定単位数を加算する。

(1) 常勤の管理栄養士又は栄養士を1名以上配置していること。

(2) 利用者の日常生活状況、嗜好等を把握し、安全で衛身に留意し適切な食事管理を行っていること。

2 ロについては、次の(1)及び(2)に掲げる基準のいずれにも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設等について、利用定員に依じ、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イを算定している場合は、算定しない。

(1) 管理栄養士又は栄養士を1名以上配置していること。

(2) 利用者の日常生活状況、嗜好等を把握し、安全で衛

生に留意し適切な食事管理を行っていること。

10 栄養マネジメント加算

10単位

注 次の(1)から(4)までに掲げる基準のいずれにも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設等について、1日につき所定単位数を加算する。

- (1) 常勤の管理栄養士（平成27年3月31日までの間にあつては、管理栄養士又は栄養管理業務に関し5年以上の実務経験を有する栄養士）を1名以上配置していること。

(2)～(4) (略)

11 経口移行加算

28単位

注 1・2 (略)

12 経口維持加算

(1)・(2) (略)

注 1 指定障害者支援施設等において、医師又は歯科医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師その他の職種の方が共同して、摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入所者ごとに入所者の摂食・嚥下機能に配慮した経口維持計画を作成している場合であつて、当該計画に従い、医師又は歯科医師の指示（歯科医師が指示を行う場合にあつては、当該指示を受ける管理栄養士等が、医師の指導を受けている場合に限る。注2において同じ。）を受けた管理栄養士又は栄養士が、継続して経口による食事の摂取を進めるための特別な管理を行った場合には、次に掲げる区分に応じ、当該計画が作成された日から起算して180日以内の期間に限り、1日につきそれぞれ所定単位数を加算する。ただし、この場合において、経口移行加算を算定している場合は、算定しない。また、経口維持加算(D)を算定している場合は、経口維持加算

13 栄養マネジメント加算

10単位

注 次の(1)から(4)までに掲げる基準のいずれにも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設等について、1日につき所定単位数を加算する。

- (1) 常勤の管理栄養士（平成24年3月31日までの間にあつては、管理栄養士又は栄養管理業務に関し5年以上の実務経験を有する栄養士）を1名以上配置していること。

(2)～(4) (略)

14 経口移行加算

28単位

注 1・2 (略)

15 経口維持加算

(1)・(2) (略)

注 1 指定障害者支援施設等において、医師の指示に基づき、医師、管理栄養士、看護師その他の職種の方が共同して、摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入所者ごとに入所者の摂食・嚥下機能に配慮した経口維持計画を作成している場合であつて、当該計画に従い、医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士が、継続して経口による食事の摂取を進めるための特別な管理を行った場合には、次に掲げる区分に応じ、当該計画が作成された日から起算して180日以内の期間に限り、1日につきそれぞれ所定単位数を加算する。ただし、この場合において、経口移行加算を算定している場合は、算定しない。また、経口維持加算(D)を算定している場合は、経口維持加算(D)は、算定しない。

(Ⅲ)は、算定しない。

イ・ロ (略)

2 管理栄養士又は栄養士が行う経口維持計画に基づく経口による食事の摂取を進めるための特別な管理が当該計画が作成された日から起算して180日を超えた期間に行われた場合であっても、摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入所者であつて、医師又は歯科医師の指示に基づき、継続して誤嚥防止のための食事の摂取を進めるための特別な管理が必要とされるものに対しては、引き続き当該加算を算定できるものとする。

13 療養食加算

23単位

注 (略)

14 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設等（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。15において同じ。）が、利用者に対し、指定施設入所支援を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 1から13までにより算定した単位数の1000分の28に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) イにより算定した単位数の100分の90に相当する単位数

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) イにより算定した単位数の100分の80に相当する単位数

イ・ロ (略)

2 管理栄養士又は栄養士が行う経口維持計画に基づく経口による食事の摂取を進めるための特別な管理が当該計画が作成された日から起算して180日を超えた期間に行われた場合であっても、摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入所者であつて、医師の指示に基づき、継続して誤嚥防止のための食事の摂取を進めるための特別な管理が必要とされるものに対しては、引き続き当該加算を算定できるものとする。

16 療養食加算

23単位

注 (略)

15 福祉・介護職員処遇改善特別加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設等が、利用者に対し、指定施設入所支援を行った場合に、1から13までにより算定した単位数の1000分の9に相当する単位数を所定単位数に加算する。ただし、14の福祉・介護職員処遇改善加算を算定している場合にあつては、算定しない。

第11 自立訓練（機能訓練）

1 機能訓練サービスマス費（1日につき）

イ 機能訓練サービスマス費(I)

- (1) 利用定員が20人以下 778単位
- (2) 利用定員が21人以上40人以下 695単位
- (3) 利用定員が41人以上60人以下 661単位
- (4) 利用定員が61人以上80人以下 633単位
- (5) 利用定員が81人以上 596単位

ロ 機能訓練サービスマス費(II)

- (1) 所要時間1時間未満の場合 251単位
- (2) 所要時間1時間以上の場合 579単位
- (3) 視覚障害者に対する専門的訓練の場合 744単位

ハ 基準該当機能訓練サービスマス費

注1～3 (略)

4 イ又はロに掲げる機能訓練サービスマス費の算定に当たつて、イについては次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合に、ロについては(3)に該当する場合に、それぞれ(1)から(3)までに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算

第12 自立訓練（機能訓練）

1 機能訓練サービスマス費（1日につき）

イ 機能訓練サービスマス費(I)

- (1) 利用定員が20人以下 785単位
- (2) 利用定員が21人以上40人以下 701単位
- (3) 利用定員が41人以上60人以下 667単位
- (4) 利用定員が61人以上80人以下 639単位
- (5) 利用定員が81人以上 601単位

ロ 機能訓練サービスマス費(II)

- (1) 所要時間1時間未満の場合 254単位
- (2) 所要時間1時間以上の場合 584単位
- (3) 視覚障害者に対する専門的訓練の場合 750単位

ハ 基準該当機能訓練サービスマス費

注1～3 (略)

4 イ又はロに掲げる機能訓練サービスマス費の算定に当たつて、イについては次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合に、ロについては(3)に該当する場合に、それぞれ(1)から(3)までに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算

定する。

(1) (略)

(2) 指定自立訓練（機能訓練）等の提供に当たって、指定障害福祉サービス基準第162条若しくは第223条第1項において準用する指定障害福祉サービス基準第58条又は指定障害者支援施設基準第23条の規定に従い、自立訓練（機能訓練）計画等又は特定基準該当障害福祉サービス計画（特定基準該当自立訓練（機能訓練）に係る計画に限る。6の注において同じ。）が作成されていない場合
100分の95

(3) (略)

5 利用者が自立訓練（機能訓練）以外の障害福祉サービスを受けている間は、機能訓練サービス費は、算定しない。

1の2～4 (略)

4の2 リハビリテーション加算

20単位

注 次の(1)から(5)までの基準のいずれにも適合するものとして

都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練（機能訓練）事業所等について、リハビリテーション実施計画が作成されている利用者に対して、1日につき所定単位数を加算する

(1)～(4) (略)

(5) (4)に掲げる利用者以外については、指定自立訓練（機能訓練）事業所等の従業者が、必要に応じ、指定特定相談支援事業者を通じて、指定居宅介護サービスその他の指定障害福祉サービス事業に係る従業者に対し、リハビリテーションの観点から、日常生活上の留意点、介護の工夫等の情報を伝達していること。

定する。

(1) (略)

(2) 指定自立訓練（機能訓練）等の提供に当たって、指定障害福祉サービス基準第162条若しくは第223条第1項において準用する指定障害福祉サービス基準第58条又は指定障害者支援施設基準第23条の規定に従い、自立訓練（機能訓練）計画等又は特定基準該当障害福祉サービス計画（特定基準該当自立訓練（機能訓練）に係る計画に限る。第12の6の注において同じ。）が作成されていない場合
100分の95

(3) (略)

5 利用者が自立訓練（機能訓練）以外の障害福祉サービスを受けている間又は旧法施設支援を受けている間は、機能訓練サービス費は、算定しない。

1の2～4 (略)

4の2 リハビリテーション加算

20単位

注 次の(1)から(5)までの基準のいずれにも適合するものとして

都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練（機能訓練）事業所等について、リハビリテーション実施計画が作成されている利用者に対して、1日につき所定単位数を加算する。

(1)～(4) (略)

(5) (4)に掲げる利用者以外については、指定自立訓練（機能訓練）事業所等の従業者が、必要に応じ、指定相談支援事業者を通じて、指定居宅介護サービスその他の指定障害福祉サービス事業に係る従業者に対し、リハビリテーションの観点から、日常生活上の留意点、介護の工夫等の情報を伝達していること。

5 (略)

6 食事提供体制加算

42単位

注 低所得者等であつて自立訓練（機能訓練）計画等又は特定基準該当障害福祉サービス計画により食事の提供を行うこととなつている利用者（指定障害者支援施設等に入所する者を除く。）

）又は低所得者等である基準該当自立訓練（機能訓練）の利用者に対して、指定自立訓練（機能訓練）事業所等又は基準該当自立訓練（機能訓練）事業所に従事する調理員による食事の提供であること又は調理業務を第三者に委託していること等当該指定自立訓練（機能訓練）事業所等又は基準該当自立訓練（機能訓練）事業所の責任において食事提供のための体制を整えているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た当該指定自立訓練（機能訓練）事業所等又は基準該当自立訓練（機能訓練）事業所において、食事の提供を行った場合に、平成27年3月31日までの間、1日につき所定単位数を加算する。

7 送迎加算

27単位

注 別に厚生労働大臣が定める送迎を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定自立訓練（機能訓練）事業所又は指定障害者支援施設（国、地方公共団体又はそのぞみの園が設置する指定自立訓練（機能訓練）事業所又は指定障害者支援施設（ただし、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づく公の施設の管理の委託が行われている場合を除く。）を除く。以下この7において同じ。）において、利用者（施設入所者を除く。）に対して、その居室と指定自立訓練（機能訓練）事業所又は指定障害者支援施設との間の送迎を行った場合は、片道につき所定単位数を加算する。

8 障害福祉サービスの体験利用支援加算

300単位

5 (略)

6 食事提供体制加算

42単位

注 低所得者等であつて自立訓練（機能訓練）計画等又は特定基準該当障害福祉サービス計画により食事の提供を行うこととなつている利用者（指定障害者支援施設等に入所する者を除く。）

）又は低所得者等である基準該当自立訓練（機能訓練）の利用者に対して、指定自立訓練（機能訓練）事業所等又は基準該当自立訓練（機能訓練）事業所に従事する調理員による食事の提供であること又は調理業務を第三者に委託していること等当該指定自立訓練（機能訓練）事業所等又は基準該当自立訓練（機能訓練）事業所の責任において食事提供のための体制を整えているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た当該指定自立訓練（機能訓練）事業所等又は基準該当自立訓練（機能訓練）事業所において、食事の提供を行った場合に、平成24年3月31日までの間、1日につき所定単位数を加算する。

注 指定障害者支援施設等において指定自立訓練（機能訓練）を利用する利用者が、指定地域移行支援の障害福祉サービスの体験的な利用支援を利用する場合において、指定障害者支援施設等に置くべき従業者が、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する支援を行うとともに、当該利用者の状況、当該支援の内容等を記録した場合に、所定単位数に代えて算定する。

(1) 体験的な利用支援の利用の日において昼間の時間帯における訓練等の支援を行った場合

(2) 障害福祉サービスの体験的な利用支援に係る指定一般相談支援事業者との連絡調整その他の相談援助を行った場合

9 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練（機能訓練）事業所等又は基準該当自立訓練（機能訓練）事業所（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。10.において同じ。）が、利用者に対し、指定自立訓練（機能訓練）等又は基準該当自立訓練（機能訓練）を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 1から8までにより算定した単位数の1000分の23に相当する単位数（指定障害者支援施設にあつては、1000分の28に相当する単位数）

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) イにより算定した単位数の100分の90に相当する単位数

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) イにより算定した単位数

の100分の80に相当する単位数

10 福祉・介護職員処遇改善特別加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練（機能訓練）事業所等又は基準該当自立訓練（機能訓練）事業所が、利用者に対し、指定自立訓練（機能訓練）等又は基準該当自立訓練（機能訓練）を行った場合にあつては、平成27年3月31日までの間、1から8までにより算定した単位数の1000分の8（指定障害者支援施設にあつては、1000分の9に相当する単位数）に相当する単位数を所定単位数に加算する。ただし、9の福祉・介護職員処遇改善加算を算定している場合にあつては、算定しない。

第12 自立訓練（生活訓練）

1 生活訓練サービスマン（1日につき）

イ 生活訓練サービスマン(1)

- (1) 利用定員が20人以下 742単位
- (2) 利用定員が21人以上40人以下 662単位
- (3) 利用定員が41人以上60人以下 629単位
- (4) 利用定員が61人以上80人以下 604単位
- (5) 利用定員が81人以上 567単位

ロ 生活訓練サービスマン(II)

- (1) 所要時間1時間未満の場合 251単位
- (2) 所要時間1時間以上の場合 579単位

ハ 生活訓練サービスマン(III)

- (1) 利用期間が2年間以内の場合 267単位
- (2) 利用期間が2年間を超える場合 160単位

第13 自立訓練（生活訓練）

1 生活訓練サービスマン（1日につき）

イ 生活訓練サービスマン(1)

- (1) 利用定員が20人以下 748単位
- (2) 利用定員が21人以上40人以下 668単位
- (3) 利用定員が41人以上60人以下 635単位
- (4) 利用定員が61人以上80人以下 609単位
- (5) 利用定員が81人以上 572単位

ロ 生活訓練サービスマン(II)

- (1) 所要時間1時間未満の場合 254単位
- (2) 所要時間1時間以上の場合 584単位

ハ 生活訓練サービスマン(III)

- (1) 利用期間が2年間以内の場合 270単位
- (2) 利用期間が2年間を超える場合 162単位

三 生活訓練サービスマス費(ⅳ)

(1) 利用期間が3年間以内の場合

267単位

(2) 利用期間が3年間を超える場合

160単位

ホ 基準該当生活訓練サービスマス費

742単位

注1 イについては、指定自立訓練（生活訓練）事業所、特定基準該当障害福祉サービスマス事業所又は指定障害者支援施設等（以下「指定自立訓練（生活訓練）事業所等」という。）において、指定障害福祉サービスマス基準第165条に規定する指定自立訓練（生活訓練）（指定宿泊型自立訓練を除く。）、指定障害者支援施設が行う自立訓練（生活訓練）（規則第6条の6第2号に掲げる自立訓練（生活訓練）をいう。以下同じ。）に係る指定障害福祉サービスマス、のぞみの園が行う自立訓練（生活訓練）又は指定障害福祉サービスマス基準第219条に規定する特定基準該当自立訓練（生活訓練）（以下「特定基準該当自立訓練（生活訓練）」という。）（以下「指定自立訓練（生活訓練）等」という。）を行った場合に、利用定員に及び、1日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する指定自立訓練（生活訓練）事業所、特定基準該当障害福祉サービスマス事業所又は指定障害者支援施設の場合にあつては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

2 (略)

3 ハについては、指定自立訓練（生活訓練）事業所におい

三 基準該当生活訓練サービスマス費

748単位

注1 イについては、指定自立訓練（生活訓練）事業所（指定障害福祉サービスマス基準第166条第1項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業所をいう。以下同じ。）、特定基準該当障害福祉サービスマス事業所又は指定障害者支援施設等（以下「指定自立訓練（生活訓練）事業所等」という。）において、指定障害福祉サービスマス基準第165条に規定する指定自立訓練（生活訓練）（指定宿泊型自立訓練（指定障害福祉サービスマス基準第166条第1項第1号ロに規定する指定宿泊型自立訓練をいう。以下同じ。）を除く。）、指定障害者支援施設が行う自立訓練（生活訓練）（規則第6条の6第2号に掲げる自立訓練（生活訓練）をいう。以下同じ。）に係る指定障害福祉サービスマス、のぞみの園が行う自立訓練（生活訓練）又は指定障害福祉サービスマス基準第219条に規定する特定基準該当自立訓練（生活訓練）（以下「特定基準該当自立訓練（生活訓練）」という。）（以下「指定自立訓練（生活訓練）等」という。）を行った場合に、利用定員に及び、1日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する指定自立訓練（生活訓練）事業所、特定基準該当障害福祉サービスマス事業所又は指定障害者支援施設の場合にあつては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

2 (略)

3 ハについては、指定自立訓練（生活訓練）事業所におい

て、規則第6条の6第2号の規定により、法第5条第13項に規定する厚生労働省令で定める期間（注4において「標準利用期間」という。）が2年間とされる利用者に対し、指定宿泊型自立訓練を行った場合に、利用期間に及び、1日につき所定単位数を算定する。

4 三については、指定自立訓練（生活訓練）事業所において、規則第6条の6第2号の規定により、標準利用期間が3年間とされる利用者に対し、指定宿泊型自立訓練を行った場合に、利用期間に及び、1日につき所定単位数を算定する。

5 ホについては、指定障害福祉サービス基準第172条に規定する基準該当自立訓練（生活訓練）事業者が基準該当自立訓練（生活訓練）（同条に規定する基準該当自立訓練（生活訓練）をいう。以下同じ。）を行う事業所において、基準該当自立訓練（生活訓練）を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

6 イからニまでに掲げる生活訓練サービス費の算定に当たって、イについては次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合に、ロについては次の(3)に該当する場合に、ハ及びニについては次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合に、それぞれ(1)から(3)までに掲げる割合を所定単位数に乘じて得た数を算定する。

(1) (略)

(2) 指定自立訓練（生活訓練）等又は指定宿泊型自立訓練の提供に当たって、指定障害福祉サービス基準第171条若しくは第223条第1項において準用する指定障害福祉サービス基準第58条又は指定障害者支援施設基準第23条の規

て、指定宿泊型自立訓練を行った場合に、利用期間に及び、1日につき所定単位数を算定する。

4 三については、指定障害福祉サービス基準第172条に規定する基準該当自立訓練（生活訓練）事業者が基準該当自立訓練（生活訓練）（同条に規定する基準該当自立訓練（生活訓練）をいう。以下同じ。）を行う事業所において、基準該当自立訓練（生活訓練）を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

5 イからハまでに掲げる生活訓練サービス費の算定に当たって、イについては次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合に、ロについては次の(3)に該当する場合に、ハについてについては次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合に、それぞれ(1)から(3)までに掲げる割合を所定単位数に乘じて得た数を算定する。

(1) (略)

(2) 指定自立訓練（生活訓練）等又は指定宿泊型自立訓練の提供に当たって、指定障害福祉サービス基準第171条若しくは第223条第1項において準用する指定障害福祉サービス基準第58条又は指定障害者支援施設基準第23条の規

定に従い、自立訓練（生活訓練）計画等又は特定基準該当障害福祉サービス計画（特定基準該当自立訓練（生活訓練）に係る計画に限る。7の注2において同じ。）が作成されていない場合 100分の95
(3) (略)

7 利用者が自立訓練（生活訓練）以外の障害福祉サービスを受けている間は、生活訓練サービス費は、算定しない。

1の2～4 (略)

4の2 医療連携体制加算

イ・ロ (略)

ハ 医療連携体制加算(III)

三 医療連携体制加算(IV)

500単位

100単位

注1 イについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定自立訓練（生活訓練）事業所若しくは又は特定基準該当障害福祉サービス事業所（特定基準該当生活介護若しくは特定基準該当自立訓練（機能訓練）を提供する事業所又は100の看護職員配置加算を算定されている事業所を除く。

注2から注4までにおいて同じ。）に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1日につき所定単位数を加算する。ただし、精神科訪問看護・指導料等の算定対象となる利用者については、算定しない。

2 (略)

3 ハについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定自立訓練（生活訓練）事業所又は特定基準該当障害福

定に従い、自立訓練（生活訓練）計画等又は特定基準該当障害福祉サービス計画（特定基準該当自立訓練（生活訓練）に係る計画に限る。第13の7の注2において同じ。）が作成されていない場合 100分の95
(3) (略)

6 利用者が自立訓練（生活訓練）以外の障害福祉サービスを受けている間又は旧法施設支援を受けている間は、生活訓練サービス費は、算定しない。

1の2～4 (略)

4の2 医療連携体制加算

イ・ロ (略)

注1 イについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定自立訓練（生活訓練）事業所又は特定基準該当障害福祉サービス事業所（特定基準該当生活介護又は特定基準該当自立訓練（機能訓練）を提供する事業所を除く。注2において同じ。）に訪問させ、当該看護職員が利用者（1のイに規定する生活訓練サービス費(1)が算定されている利用者に限る。以下この注及び注2において同じ。）に対して看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1日につき所定単位数を加算する。ただし、精神科訪問看護・指導料等の算定対象となる利用者については、算定しない。

2 (略)

社サービス事業所に訪問させ、当該看護職員が認定特定行為業務従事者に喀痰吸引等に係る指導を行った場合に、当該看護職員1人に対し、1日につき所定単位数を加算する。

4 三については、喀痰吸引等が必要な者に対して、認定特定行為業務従事者が、喀痰吸引等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、イ又はロを算定している場合にあつては、算定しない。

5 短期滞在加算

イ・ロ (略)

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練(生活訓練)事業所等が、利用者(1のハの生活訓練サービス費Ⅳ)又はニの生活訓練サービス費Ⅴを受けている者を除く。)に対し、居室その他の設備を利用させるとともに、主として夜間において家事等の日常生活能力を向上するための支援その他の必要な支援を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

5の2 日中支援加算

270単位

注 指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所が、生活介護、自立訓練、就労移行支援若しくは就労継続支援に係る支給決定を受けている利用者又は就労している利用者が心身の状況等により当該障害福祉サービスを利用又は就労することができないときに、当該利用者に対して昼間の時間帯における支援を行った場合であつて、当該支援を行った日が1月につき2日を超える場合に、当該2日を超える期間について、1日につき所定単位数を加算する。

。

5 短期滞在加算

イ・ロ (略)

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練(生活訓練)事業所等が、利用者(1のハの生活訓練サービス費Ⅳ)を受けている者を除く。)に対し、居室その他の設備を利用させるとともに、主として夜間において家事等の日常生活能力を向上するための支援その他の必要な支援を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

5の2 日中支援加算

270単位

注 指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所が、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援若しくは通所による旧法施設支援に係る支給決定を受けている利用者又は就労している利用者が心身の状況等により当該障害福祉サービスを利用又は就労することができないときに、当該利用者に対して昼間の時間帯における支援を行った場合であつて、当該支援を行った日が1月につき2日を超える場合に、当該2日を超える期間について、1日につき所定単位数を加算する。

5の3 通勤者生活支援加算	18単位
<p>注 指定宿泊型自立訓練の利用者のうち<u>100分の50以上</u>の者が通常の事業所に雇用されているとして都道府県知事に届け出た指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所において、主として日中において、職場での対人関係の調整や相談・助言及び金銭管理についての指導等就労を定着させるために必要な日常生活上の支援を行っている場合に、1日につき所定単位数を加算する。</p>	
5の4・5の5 (略)	
5の6 帰宅時支援加算	
イ・ロ (略)	
<p>注 指定宿泊型自立訓練の利用者が自立訓練（生活訓練）計画に基づき家族等の居宅等において外泊（指定共同生活介護及び<u>第16の1</u>の注1に規定する指定共同生活援助における体験的な利用に伴う外泊を含む。5の7において同じ。）した場合に、1月に1回を限度として、外泊期間の日数の合計に応じ、所定単位数を算定する。</p>	
5の7～6 (略)	
7 食事提供体制加算	
イ・ロ (略)	
<p>注1 イについては、低所得者等（5の短期滞在加算が算定される者及び<u>指定宿泊型自立訓練の利用者</u>に限る。）に対して、指定自立訓練（生活訓練）事業所等に従事する調理員による食事の提供であること又は調理業務を第三者に委託していること等当該指定自立訓練（生活訓練）事業所等の責任において食事提供のための体制を整えているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た当該指定自立訓練</p>	

5の3 通勤者生活支援加算	18単位
<p>注 指定宿泊型自立訓練の利用者のうち<u>100分の70以上</u>の者が通常の事業所に雇用されているとして都道府県知事に届け出た指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所において、主として日中において、職場での対人関係の調整や相談・助言及び金銭管理についての指導等就労を定着させるために必要な日常生活上の支援を行っている場合に、1日につき所定単位数を加算する。</p>	
5の4・5の5 (略)	
5の6 帰宅時支援加算	
イ・ロ (略)	
<p>注 指定宿泊型自立訓練の利用者が自立訓練（生活訓練）計画に基づき家族等の居宅等において外泊（指定共同生活介護及び<u>第17の1</u>の注1に規定する指定共同生活援助における体験的な利用に伴う外泊を含む。5の7において同じ。）した場合に、1月に1回を限度として、外泊期間の日数の合計に応じ、所定単位数を算定する。</p>	
5の7～6 (略)	
7 食事提供体制加算	
イ・ロ (略)	
<p>注1 イについては、低所得者等（5の短期滞在加算が算定される者のうち、<u>継続的に居室の提供を受ける者以外</u>のものに限る。）に対して、指定自立訓練（生活訓練）事業所等に従事する調理員による食事の提供であること又は調理業務を第三者に委託していること等当該指定自立訓練（生活訓練）事業所等の責任において食事提供のための体制を整えているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た</p>	

(生活訓練) 事業所等において、食事の提供を行った場合に、平成27年3月31日までの間、1日につき所定単位数を加算する。

- 2 ロについては、低所得者等であつて自立訓練(生活訓練) 計画等又は特定基準該当障害福祉サービス計画により食事の提供を行うこととなっている利用者(注1に規定する利用者以外の者であつて、指定障害者支援施設等に入所するものを除く。)又は低所得者等である基準該当自立訓練(生活訓練)の利用者に対して、指定自立訓練(生活訓練) 事業所等又は基準該当自立訓練(生活訓練) 事業所に従事する調理員による食事の提供であること又は調理業務を第三者に委託していること等当該指定自立訓練(生活訓練) 事業所等又は基準該当自立訓練(生活訓練) 事業所の責任において食事提供のための体制を整えているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た当該指定自立訓練(生活訓練) 事業所等又は基準該当自立訓練(生活訓練) 事業所において、食事の提供を行った場合に、平成27年3月31日までの間、1日につき所定単位数を加算する。

8 精神障害者退院支援施設加算

イ・ロ (略)

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た精神科病院(精神科病院以外の病院で精神病床(医療法(昭和23年法律第205号)第7条第2項第1号に掲げる精神病床をいう。以下この注及び第13の9において同じ。))が設けられているものを含む。以下同じ。
)の精神病床を転換して指定自立訓練(生活訓練)又は第13の1の注1に規定する指定就労移行支援に併せて居住の場を

当該指定自立訓練(生活訓練) 事業所等において、食事の提供を行った場合に、平成24年3月31日までの間、1日につき所定単位数を加算する。

- 2 ロについては、低所得者等であつて自立訓練(生活訓練) 計画等又は特定基準該当障害福祉サービス計画により食事の提供を行うこととなっている利用者(注1に規定する利用者以外の者であつて、指定障害者支援施設等に入所するものを除く。)又は低所得者等である基準該当自立訓練(生活訓練)の利用者に対して、指定自立訓練(生活訓練) 事業所等又は基準該当自立訓練(生活訓練) 事業所に従事する調理員による食事の提供であること又は調理業務を第三者に委託していること等当該指定自立訓練(生活訓練) 事業所等又は基準該当自立訓練(生活訓練) 事業所の責任において食事提供のための体制を整えているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た当該指定自立訓練(生活訓練) 事業所等又は基準該当自立訓練(生活訓練) 事業所において、食事の提供を行った場合に、平成24年3月31日までの間、1日につき所定単位数を加算する。

8 精神障害者退院支援施設加算

イ・ロ (略)

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た精神科病院(精神科病院以外の病院で精神病床(医療法(昭和23年法律第205号)第7条第2項第1号に掲げる精神病床をいう。以下この注及び第14の9において同じ。))が設けられているものを含む。以下同じ。
)の精神病床を転換して指定自立訓練(生活訓練)又は第14の1の注1に規定する指定就労移行支援に併せて居住の場を

提供する指定自立訓練（生活訓練）事業所又は第13の1の注3に規定する指定就労移行支援事業所であつて、法附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日の前日までに指定を受けた事業所（第13の9の注において「精神障害者退院支援施設」という。）である指定自立訓練（生活訓練）事業所において、精神病床におおむね1年以上入院していた精神障害者その他これに準ずる精神障害者に対して、居住の場を提供した場合に、1日につき所定単位数を算定する。

9 夜間防災・緊急時支援体制加算

イ 夜間防災・緊急時支援体制加算(Ⅰ)

12単位

ロ 夜間防災・緊急時支援体制加算(Ⅱ)

10単位

注1 イについては、利用者に対して夜間及び深夜の時間帯を通じて必要な防災体制を確保しているものとして都道府県知事が認めた指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所において、指定宿泊型自立訓練を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

2 ロについては、夜間及び深夜の時間帯を通じて、利用者に病状の急変その他の緊急の事態が生じた時に、利用者の呼び出し等に速やかに対応できるよう、常時の連絡体制を確保している指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所において、指定宿泊型自立訓練を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

10 看護職員配置加算

イ 看護職員配置加算(Ⅰ)

18単位

ロ 看護職員配置加算(Ⅱ)

13単位

注1 イについては、健康上の管理などの必要がある利用者がいるために看護職員を常勤換算方法で1以上配置している

提供する指定自立訓練（生活訓練）事業所又は第14の1の注3に規定する指定就労移行支援事業所であつて、法附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日の前日までに指定を受けた事業所（第14の9の注において「精神障害者退院支援施設」という。）である指定自立訓練（生活訓練）事業所において、精神病床におおむね1年以上入院していた精神障害者その他これに準ずる精神障害者に対して、居住の場を提供した場合に、1日につき所定単位数を算定する。

ものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練（生活訓練）事業所等において、指定自立訓練（生活訓練）等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

2 ロについては、健康上の管理などの必要がある利用者がいるために看護職員を常勤換算方法で1以上配置しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練（生活訓練）事業所において、指定宿泊型自立訓練を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

11 送迎加算

27単位

注 別に厚生労働大臣が定める送迎を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定自立訓練（生活訓練）事業所又は指定障害者支援施設（国、地方公共団体又はのぞみの園が設置する指定自立訓練（生活訓練）事業所又は指定障害者支援施設（地方自治法第244条の2第3項の規定に基づく公の施設の管理の委託が行われている場合を除く。）を除く。以下この注において同じ。）において、利用者（施設入所者を除く。）に対して、その居宅と指定自立訓練（生活訓練）事業所又は指定障害者支援施設との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。

12 障害福祉サービスの体験利用支援加算

300単位

注 指定障害者支援施設等において指定自立訓練（生活訓練）を利用する利用者が、指定地域移行支援の障害福祉サービスの体験的な利用支援を利用する場合において、指定障害者支援施設等に置くべき従業者が、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する支援を行うとともに、当該利用者の状況、当該支援の内容等を記録した場合に、所定単位数に代えて算定する。

(1) 体験的な利用支援の利用の日において昼間の時間帯における訓練等の支援を行った場合

(2) 障害福祉サービスの体験的な利用支援に係る指定一般相談支援事業者との連絡調整その他の相談援助を行った場合

13 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練（生活訓練）事業所等又は基準該当自立訓練（生活訓練）事業所（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。14において同じ。）が、利用者に対し、指定自立訓練（生活訓練）等又は基準該当自立訓練（生活訓練）を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員処遇改善加算(I) 1から12までにより算定した単位数の1000分の23に相当する単位数（指定障害者支援施設にあつては、1000分の28に相当する単位数）

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(II) イにより算定した単位数の100分の90に相当する単位数

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(III) イにより算定した単位数の100分の80に相当する単位数

14 福祉・介護職員処遇改善特別加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練（生活訓練）事業所等又は基準該当自立訓練（生活訓練）事業所が、利用

者に対し、指定自立訓練（生活訓練）等又は基準該当自立訓練（生活訓練）を行った場合に、1から12までにより算定した単位数の1000分の8に相当する単位数（指定障害者支援施設にあつては、1000分の9に相当する単位数）を所定単位数に加算する。ただし、13の福祉・介護職員処遇改善加算を算定している場合にあつては、算定しない。

第13 就労移行支援

1 就労移行支援サービス費（1日につき）

イ 就労移行支援サービス費(I)

(1) 利用定員が20人以下	833単位
(2) 利用定員が21人以上40人以下	742単位
(3) 利用定員が41人以上60人以下	711単位
(4) 利用定員が61人以上80人以下	667単位
(5) 利用定員が81人以上	631単位

ロ 就労移行支援サービス費(II)

(1) 利用定員が20人以下	518単位
(2) 利用定員が21人以上40人以下	462単位
(3) 利用定員が41人以上60人以下	432単位
(4) 利用定員が61人以上80人以下	421単位
(5) 利用定員が81人以上	407単位

注1～4 (略)

5 イ又はロに掲げる就労移行支援サービス費の算定に当たつて、次の(1)から(5)までのいずれかに該当する場合（ただし、(4)又は(5)については、平成24年10月1日以降に限る。）に、それぞれ(1)から(5)までに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。

(1)～(3) (略)

第14 就労移行支援

1 就労移行支援サービス費（1日につき）

イ 就労移行支援サービス費(I)

(1) 利用定員が20人以下	850単位
(2) 利用定員が21人以上40人以下	759単位
(3) 利用定員が41人以上60人以下	727単位
(4) 利用定員が61人以上80人以下	683単位
(5) 利用定員が81人以上	647単位

ロ 就労移行支援サービス費(II)

(1) 利用定員が20人以下	533単位
(2) 利用定員が21人以上40人以下	476単位
(3) 利用定員が41人以上60人以下	446単位
(4) 利用定員が61人以上80人以下	435単位
(5) 利用定員が81人以上	421単位

注1～4 (略)

5 イ又はロに掲げる就労移行支援サービス費の算定に当たつて、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合に、それぞれ(1)から(3)までに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。

(1)～(3) (略)

- (4) 過去3年間の就労定着者数が0の場合 100分の85
- (5) 過去4年間の就労定着者数が0の場合 100分の70
- 6 利用者が就労移行支援以外の障害福祉サービスを受けている間は、就労移行支援サービス費は、算定しない。
- 2 (略)
- 3 就労移行支援体制加算
- イ 利用定員のうち就労定着者が100分の5以上100分の15未満の場合 41単位
- ロ 利用定員のうち就労定着者が100分の15以上100分の25未満の場合 68単位
- ハ 利用定員のうち就労定着者が100分の25以上100分の35未満の場合 102単位
- ニ 利用定員のうち就労定着者が100分の35以上100分の45未満の場合 146単位
- ホ 利用定員のうち就労定着者が100分の45以上の場合 209単位
- 注 (略)
- 4～6 (略)
- 7 食事提供体制加算 42単位
- 注 低所得者等であつて就労移行支援計画等により食事の提供を行うこととなっている利用者（指定障害者支援施設等に入所する者を除く。）に対して、指定就労移行支援事業所等に從事する調理員による食事の提供であること又は調理業務を第三者に委託していること等当該指定就労移行支援事業所等の責任において食事提供のための体制を整えているものとして都道府県知事に届け出た当該指定就労移行支援事業所等において、食事の提供を行った場合に、平成27年3月31日までの間、1日につき

- 6 利用者が就労移行支援以外の障害福祉サービスを受けている間又は旧法施設支援を受けている間は、就労移行支援サービス費は、算定しない。
- 2 (略)
- 3 就労移行支援体制加算
- イ 利用定員のうち就労定着者が100分の5以上100分の15未満の場合 21単位
- ロ 利用定員のうち就労定着者が100分の15以上100分の25未満の場合 48単位
- ハ 利用定員のうち就労定着者が100分の25以上100分の35未満の場合 82単位
- ニ 利用定員のうち就労定着者が100分の35以上100分の45未満の場合 126単位
- ホ 利用定員のうち就労定着者が100分の45以上の場合 189単位
- 注 (略)
- 4～6 (略)
- 7 食事提供体制加算 42単位
- 注 低所得者等であつて就労移行支援計画等により食事の提供を行うこととなっている利用者（指定障害者支援施設等に入所する者を除く。）に対して、指定就労移行支援事業所等に從事する調理員による食事の提供であること又は調理業務を第三者に委託していること等当該指定就労移行支援事業所等の責任において食事提供のための体制を整えているものとして都道府県知事に届け出た当該指定就労移行支援事業所等において、食事の提供を行った場合に、平成24年3月31日までの間、1日につき

所定単位数を加算する。

8～10 (略)

11 医療連携体制加算

イ・ロ (略)

ハ 医療連携体制加算 (Ⅲ)

500単位

三 医療連携体制加算 (Ⅳ)

100単位

注 1・2 (略)

3 ハについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定就労移行支援事業所等に訪問させ、当該看護職員が認定特定行為業務従事者に喀痰吸引等に係る指導を行った場合に、当該看護職員 1 人に対し、1 日につき所定単位数を加算する。

4 ニについては、喀痰吸引等が必要な者に対して、認定特定行為業務従事者が、喀痰吸引等を行った場合に、1 日につき所定単位数を加算する。ただし、イ又はロが算定される利用者については、算定しない。

12 (略)

13 移行準備支援体制加算

イ 移行準備支援体制加算 (1)

41単位

ロ 移行準備支援体制加算 (Ⅱ)

100単位

注 1 イについては、前年度に施設外支援を実施した利用者の数が利用定員の100分の50を超えるものとして都道府県知事に届け出た指定就労移行支援事業所等において、別に厚生労働省が定める基準を満たし、次の(1)又は(2)のいずれかを実施した場合に、施設外支援利用者の人数に及び、1 日につき所定単位数を加算する。

(1) 職場実習等にあつては、同一の企業及び官公庁等にお

所定単位数を加算する。

8～10 (略)

11 医療連携体制加算

イ・ロ (略)

注 1・2 (略)

12 (略)

13 施設外就労加算

100単位

ける1回の施設外支援が1月を超えない期間で、当該期間中に職員が同行して支援を行った場合

(2) 求職活動等にあつては、ハローワーク、地域障害者職業センター又は障害者就業・生活支援センターに職員が同行して支援を行った場合

2 ロについては、指定就労移行支援事業所等において、1月の利用日数から事業所内における必要な支援等を行うための2日を除く日数を限度として、別に厚生労働大臣が定める基準を満たし、企業及び官公庁等で作業を行った場合に、施設外就労利用者（1のロに規定する就労移行支援サービス費(II)が算定されている利用者を除く。）の人数に並び、1日につき所定単位数を加算する。

14 送迎加算

27単位

注 別に厚生労働大臣が定める送迎を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労移行支援事業所又は指定障害者支援施設（国、地方公共団体又はのぞみの園が設置する指定就労移行支援事業所又は指定障害者支援施設（地方自治法第244条の2第3項の規定に基づく公の施設の管理の委託が行われている場合を除く。）を除く。以下この14において同じ。）において、利用者（施設入所者を除く。）に対して、その居宅と指定就労移行支援事業所又は指定障害者支援施設との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。

15 障害福祉サービスの体験利用支援加算

300単位

注 指定障害者支援施設等において指定就労移行支援を利用する利用者が、指定地域移行支援の障害福祉サービスの体験的な利用支援を利用する場合において、指定障害者支援施設等に置くべき従業者が、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する支援を行

注 指定就労移行支援事業所等において、1月の利用日数から事業所内における必要な支援等を行うための2日を除く日数を限度として、別に厚生労働大臣が定める基準を満たし、企業及び官公庁等で作業を行った場合に、施設外就労利用者（1のロに規定する就労移行支援サービス費(II)が算定されている利用者を除く。）の人数に並び、1日につき所定単位数を加算する。

うとともに、当該利用者の状況、当該支援の内容等を記録した場合に、所定単位数に代えて算定する。

(1) 体験的な利用支援の利用の日において昼間の時間帯における訓練等の支援を行った場合

(2) 障害福祉サービスの体験的な利用支援に係る指定一般相談支援事業者との連絡調整その他の相談援助を行った場合

16 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労移行支援事業所等（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。17において同じ。）が、利用者に対し、指定就労移行支援等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 1から15までにより算定した単位数の1000分の27に相当する単位数（指定障害者支援施設にあつては、1000分の28に相当する単位数）

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) イにより算定した単位数の100分の90に相当する単位数

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) イにより算定した単位数の100分の80に相当する単位数

17 福祉・介護職員処遇改善特別加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労移行支援事業所等が、利用者に対し、指定就労移行支援等を行った場合に、1から15まで

により算定した単位数の1000分の9に相当する単位数を所定単位数に加算する。ただし、16の福祉・介護職員処遇改善加算を算定している場合にあつては、算定しない。

第14 就労継続支援A型

1 就労継続支援A型サービス費（1日につき）

イ 就労継続支援A型サービス費(1)

- (1) 利用定員が20人以下 585単位
- (2) 利用定員が21人以上40人以下 522単位
- (3) 利用定員が41人以上60人以下 490単位
- (4) 利用定員が61人以上80人以下 481単位
- (5) 利用定員が81人以上 466単位

ロ 就労継続支援A型サービス費(II)

- (1) 利用定員が20人以下 534単位
- (2) 利用定員が21人以上40人以下 477単位
- (3) 利用定員が41人以上60人以下 444単位
- (4) 利用定員が61人以上80人以下 435単位
- (5) 利用定員が81人以上 420単位

注1～3 (略)

4 イ及びロの算定に当たつて、次の(1)から(4)までのいずれかにか該当する場合（ただし、(3)又は(4)については、平成24年10月1日以降に限る。）に、それぞれ(1)から(4)までに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。

- (1)・(2) (略)
- (3) 週20時間未満の利用者（(4)において「短時間利用者」という。）が現員数の100分の50以上100分の80未満の場合 100分の90
- (4) 短時間利用者が現員数の100分の80以上の場合 100分

第15 就労継続支援A型

1 就労継続支援A型サービス費（1日につき）

イ 就労継続支援A型サービス費(1)

- (1) 利用定員が20人以下 590単位
- (2) 利用定員が21人以上40人以下 527単位
- (3) 利用定員が41人以上60人以下 494単位
- (4) 利用定員が61人以上80人以下 485単位
- (5) 利用定員が81人以上 470単位

ロ 就労継続支援A型サービス費(II)

- (1) 利用定員が20人以下 539単位
- (2) 利用定員が21人以上40人以下 481単位
- (3) 利用定員が41人以上60人以下 448単位
- (4) 利用定員が61人以上80人以下 439単位
- (5) 利用定員が81人以上 424単位

注1～3 (略)

4 イ及びロの算定に当たつて、次の(1)又は(2)のいずれかにか該当する場合に、それぞれ(1)又は(2)に掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。

- (1)・(2) (略)

5 利用者が就労継続支援A型以外の障害福祉サービスを受けている間は、就労継続支援A型サービス費は、算定しない。

2～6 (略)

7 食事提供体制加算

42単位

注 低所得者等であつて就労継続支援A型計画等により食事の提供を行うこととなっている利用者（指定障害者支援施設に入所する者を除く。）に対して、指定就労継続支援A型事業所等に従事する調理員による食事の提供であること又は調理業務を第三者に委託していること等当該指定就労継続支援A型事業所等の責任において食事提供のための体制を整えているものとして都道府県知事に届け出た当該指定就労継続支援A型事業所等において、食事の提供を行った場合に、平成27年3月31日までの間、1日につき所定単位数を加算する。

8・9 (略)

10 医療連携体制加算

イ・ロ (略)

ハ 医療連携体制加算 (Ⅲ)

500単位

ニ 医療連携体制加算 (Ⅳ)

100単位

注1・2 (略)

3 ハについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定就労継続支援A型事業所等に訪問させ、当該看護職員が認定特定行為業務従事者に喀痰吸引等に係る指導を行った場合に、当該看護職員1人に対し、1日につき所定単位数を加算する。

4 ニについては、喀痰吸引等が必要な者に対して、認定特

5 利用者が就労継続支援A型以外の障害福祉サービスを受けている間又は旧法施設支援を受けている間は、就労継続支援A型サービス費は、算定しない。

2～6 (略)

7 食事提供体制加算

42単位

注 低所得者等であつて就労継続支援A型計画等により食事の提供を行うこととなっている利用者（指定障害者支援施設に入所する者を除く。）に対して、指定就労継続支援A型事業所等に従事する調理員による食事の提供であること又は調理業務を第三者に委託していること等当該指定就労継続支援A型事業所等の責任において食事提供のための体制を整えているものとして都道府県知事に届け出た当該指定就労継続支援A型事業所等において、食事の提供を行った場合に、平成24年3月31日までの間、1日につき所定単位数を加算する。

8・9 (略)

10 医療連携体制加算

イ・ロ (略)

注1・2 (略)

定行為業務従事者が、喀痰吸引等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、イ又はロを算定している場合にあつては、算定しない。

11 (略)

12 重度者支援体制加算

イ 重度者支援体制加算(1)

- (1) 利用定員が20人以下 56単位
- (2) 利用定員が21人以上40人以下 50単位
- (3) 利用定員が41人以上60人以下 47単位
- (4) 利用定員が61人以上80人以下 46単位
- (5) 利用定員が81人以上 45単位

ロ 重度者支援体制加算(II)

- (1) 利用定員が20人以下 28単位
- (2) 利用定員が21人以上40人以下 25単位
- (3) 利用定員が41人以上60人以下 24単位
- (4) 利用定員が61人以上80人以下 23単位
- (5) 利用定員が81人以上 22単位

ハ 重度者支援体制加算(III)

- (1) 利用定員が20人以下 14単位
- (2) 利用定員が21人以上40人以下 13単位
- (3) 利用定員が41人以上60人以下 12単位
- (4) 利用定員が61人以上80人以下 12単位
- (5) 利用定員が81人以上 11単位

注1 イについては、指定就労継続支援A型等を行った日の属する年度の前年度において、障害基礎年金1級(国民年金法(昭和34年法律第131号)に基づく障害基礎年金1級をいう。以下同じ。)を受給する利用者の数が当該年度における

11 (略)

12 重度者支援体制加算

イ 利用定員が20人以下

- イ 利用定員が20人以下 56単位
- ロ 利用定員が21人以上40人以下 50単位
- ハ 利用定員が41人以上60人以下 47単位
- ニ 利用定員が61人以上80人以下 46単位
- ホ 利用定員が81人以上 45単位

注 指定就労継続支援A型等を行った日の属する年度の前年度において、障害基礎年金1級(国民年金法(昭和34年法律第131号)に基づく障害基礎年金1級をいう。以下同じ。)を受給する利用者の数が当該年度における指定就労継続支援A型

る指定就労継続支援A型等の利用者の数の100分の50以上であるものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た場合に、利用定員に及び、1日につき所定単位数を加算する。

2 ロについては、指定就労継続支援A型等を行った日の属する年度の前年度において、障害基礎年金1級を受給する利用者の数が当該年度における指定就労継続支援A型等の利用者の数の100分の25以上であるものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た場合に、利用定員に及び、1日につき所定単位数を加算する。

3 ハについては、障害者自立支援法附則第21条に規定する特定旧法指定施設（以下「特定旧法指定施設1」という。）から移行した指定就労継続支援A型事業所等が指定就労継続支援A型等を行った日の属する年度の前年度において、障害基礎年金1級を受給する利用者の数が当該年度における指定就労継続支援A型等の利用者の数の100分の5以上であるものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た場合に、平成27年3月31日までの間、利用定員に及び、1日につき所定単位数を加算する。

4 イからハまでのいずれかの加算を算定している場合にあつては、イからハまでのその他の加算は算定しない。

13 送迎加算

27単位

注 別に厚生労働大臣が定める送迎を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援A型事業所又は指定障害者支援施設（国、地方公共団体又はそのみの園が設置する指定就労継続支援A型事業所又は指定障害者支援施設（地方自治

等の利用者の数の100分の50（平成24年3月31日までの間、特定旧法指定施設が行う指定就労継続支援A型等に係る指定就労継続支援A型事業所等にあつては100分の5）であるものとして都道府県知事に届け出た場合に、利用定員に及び、1日につき所定単位数を加算する。

法第244条の2第3項の規定に基づき公の施設の管理の委託が行われている場合を除く。)を除く。以下この13において同じ。
()において、利用者(施設入所者を除く。)に対して、その居室と指定就労継続支援A型事業所又は指定障害者支援施設との間の送迎を行った場合は、片道につき所定単位数を加算する。

14 障害福祉サービスの体験利用支援加算 300単位

注 指定障害者支援施設等において指定就労継続支援A型を利用する利用者が、指定地域移行支援の障害福祉サービスの体験的な利用支援を利用する場合において、指定障害者支援施設等に置くべき従業者が、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する支援を行うとともに、当該利用者の状況、当該支援の内容等を記録した場合に、所定単位数に代えて算定する。

(1) 体験的な利用支援の利用の日において昼間の時間帯における訓練等の支援を行った場合

(2) 障害福祉サービスの体験的な利用支援に係る指定一般相談支援事業者との連絡調整その他の相談援助を行った場合

15 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援A型事業所等(国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。16において同じ。)
)が、利用者に対し、指定就労継続支援A型等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員処遇改善加算(1) 1から14までにより算定した単位数の1000分の22に相当する単位数(指定障害者支援

施設にあつては、1000分の28に相当する単位数)

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算 (Ⅱ) イにより算定した単位数
の100分の90に相当する単位数

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算 (Ⅲ) イにより算定した単位数
の100分の80に相当する単位数

16 福祉・介護職員処遇改善特別加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援A型事業所等が、利用者に対し、指定就労継続支援A型等を行った場合に、1から14までにより算定した単位数の1000分の7に相当する単位数(指定障害者支援施設にあつては、1000分の9に相当する単位数)を所定単位数に加算する。ただし、15の福祉・介護職員処遇改善加算を算定している場合にあつては、算定しない。

第15 就労継続支援B型

1 就労継続支援B型サービスマン (1日につき)

イ 就労継続支援B型サービスマン (I)

(1) 利用定員が20人以下 585単位

(2) 利用定員が21人以上40人以下 522単位

(3) 利用定員が41人以上60人以下 490単位

(4) 利用定員が61人以上80人以下 481単位

(5) 利用定員が81人以上 466単位

ロ 就労継続支援B型サービスマン (Ⅱ)

(1) 利用定員が20人以下 534単位

(2) 利用定員が21人以上40人以下 477単位

(3) 利用定員が41人以上60人以下 444単位

(4) 利用定員が61人以上80人以下 435単位

第16 就労継続支援B型

1 就労継続支援B型サービスマン (1日につき)

イ 就労継続支援B型サービスマン (I)

(1) 利用定員が20人以下 590単位

(2) 利用定員が21人以上40人以下 527単位

(3) 利用定員が41人以上60人以下 494単位

(4) 利用定員が61人以上80人以下 485単位

(5) 利用定員が81人以上 470単位

ロ 就労継続支援B型サービスマン (Ⅱ)

(1) 利用定員が20人以下 539単位

(2) 利用定員が21人以上40人以下 481単位

(3) 利用定員が41人以上60人以下 448単位

(4) 利用定員が61人以上80人以下 439単位

(5) 利用定員が81人以上	420単位
ハ (略)	
注1～5 (略)	
6 利用者が就労継続支援B型以外の障害福祉サービスを受けている間は、就労継続支援B型サービス費は、算定しない。	
2～3 (略)	
4 目標工賃達成加算	
イ 目標工賃達成加算(I)	49単位
ロ 目標工賃達成加算(II)	22単位
注1 イについては、指定就労継続支援B型事業所等において、指定就労継続支援B型等のあつた日の属する年度の前年度に、当該指定就労継続支援B型事業所等の利用者に対して支払った工賃(指定障害福祉サービス基準第201条第1項(指定障害福祉サービス基準第223条第6項において準用する場合を含む。))又は指定障害者支援施設基準附則第9条第1項に定める工賃をいう。以下同じ。)の平均額(以下「平均工賃額」という。)が、次の(1)から(3)までのいずれにも該当するものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定就労継続支援B型事業所等において、指定就労継続支援B型等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。	
(1)・(2) (略)	
(3) <u>指定就労支援B型事業所等が、各都道府県において作成される「工賃向上計画」に基づき、自らも「工賃向上計画」を作成していること。</u>	
2 ロについては、指定就労継続支援B型事業所等において	

(5) 利用定員が81人以上	424単位
ハ (略)	
注1～5 (略)	
6 利用者が就労継続支援B型以外の障害福祉サービスを受けている間又は旧法施設支援を受けている間は、就労継続支援B型サービス費は、算定しない。	
2～3 (略)	
4 目標工賃達成加算	
イ 目標工賃達成加算(I)	26単位
ロ 目標工賃達成加算(II)	10単位
注1 イについては、指定就労継続支援B型事業所等において、指定就労継続支援B型等のあつた日の属する年度の前年度に、当該指定就労継続支援B型事業所等の利用者に対して支払った工賃(指定障害福祉サービス基準第201条第1項(指定障害福祉サービス基準第223条第6項において準用する場合を含む。))又は指定障害者支援施設基準附則第9条第1項に定める工賃をいう。以下同じ。)の平均額(以下「平均工賃額」という。)が、次の(1)及び(2)のいずれにも該当するものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定就労継続支援B型事業所等において、指定就労継続支援B型等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。	
(1)・(2) (略)	
2 ロについては、指定就労継続支援B型事業所等において	

、指定就労継続支援 B 型等のあつた日の属する年度の前年度に、当該指定就労継続支援 B 型事業所等の利用者に対して支払った平均工賃額が、次の(1)及び(2)のいずれにも該当するものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定就労継続支援 B 型事業所等において、指定就労継続支援 B 型等を行った場合に、1 日につき所定単位数を加算する。

(1) (略)

(2) 指定就労継続支援 B 型事業所等が、各都道府県において作成される「工賃向上計画」に基づき、自らも「工賃向上計画」を作成していること。

5～7 (略)

8 食事提供体制加算

42単位

注 低所得者等であつて就労継続支援 B 型計画等により食事の提供を行うこととなっている利用者（指定障害者支援施設に入所する者を除く。）又は低所得者等である基準該当就労継続支援 B 型の利用者に対して、指定就労継続支援 B 型事業所等又は基準該当就労継続支援 B 型事業所に従事する調理員による食事の提供であること又は調理業務を第三者に委託していること等当該指定就労継続支援 B 型事業所等又は基準該当就労継続支援 B 型事業所の責任において食事提供のための体制を整えているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た当該指定就労継続支援 B 型事業所等及び基準該当就労継続支援 B 型事業所において、食事の提供を行った場合に、平成27年3月31日までの間、1 日につき所定単位数を加算する。

9・10 (略)

11 医療連携体制加算

、指定就労継続支援 B 型等のあつた日の属する年度の前年度に、当該指定就労継続支援 B 型事業所等の利用者に対して支払った平均工賃額が、次の(1)及び(2)のいずれにも該当するものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定就労継続支援 B 型事業所等において、指定就労継続支援 B 型等を行った場合に、1 日につき所定単位数を加算する。

(1) (略)

(2) 指定就労継続支援 B 型事業所等が、各都道府県において取り組む「工賃倍増5か年計画」に積極的に参加し、自らも「工賃引上げ計画」を作成していること。

5～7 (略)

8 食事提供体制加算

42単位

注 低所得者等であつて就労継続支援 B 型計画等により食事の提供を行うこととなっている利用者（指定障害者支援施設に入所する者を除く。）又は低所得者等である基準該当就労継続支援 B 型の利用者に対して、指定就労継続支援 B 型事業所等又は基準該当就労継続支援 B 型事業所に従事する調理員による食事の提供であること又は調理業務を第三者に委託していること等当該指定就労継続支援 B 型事業所等又は基準該当就労継続支援 B 型事業所の責任において食事提供のための体制を整えているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た当該指定就労継続支援 B 型事業所等及び基準該当就労継続支援 B 型事業所において、食事の提供を行った場合に、平成24年3月31日までの間、1 日につき所定単位数を加算する。

9・10 (略)

11 医療連携体制加算

イ・ロ (略)

ハ 医療連携体制加算 (Ⅱ)

500単位

三 医療連携体制加算 (Ⅳ)

100単位

注 1・2 (略)

3 ハについては、医療機関等との連携により、看護職員を

指定就労継続支援 B 型事業所等に訪問させ、当該看護職員

が認定特定行為業務従事者に喀痰吸引等に係る指導を行っ

た場合に、当該看護職員 1 人に対し、1 日につき所定単位

数を加算する。

4 三については、喀痰吸引等が必要な者に対して、認定特

定行為業務従事者が、喀痰吸引等を行った場合に、1 日に

つき所定単位数を加算する。ただし、イ又はロを算定して

いる場合にあつては、算定しない。

12 (略)

13 重度者支援体制加算

イ 重度者支援体制加算 (I)

(1) 利用定員が20人以下

56単位

(2) 利用定員が21人以上40人以下

50単位

(3) 利用定員が41人以上60人以下

47単位

(4) 利用定員が61人以上80人以下

46単位

(5) 利用定員が81人以上

45単位

ロ 重度者支援体制加算 (Ⅱ)

(1) 利用定員が20人以下

28単位

(2) 利用定員が21人以上40人以下

25単位

(3) 利用定員が41人以上60人以下

24単位

(4) 利用定員が61人以上80人以下

23単位

(5) 利用定員が81人以上

22単位

イ・ロ (略)

注 1・2 (略)

12 (略)

13 重度者支援体制加算

イ 利用定員が20人以下

56単位

ロ 利用定員が21人以上40人以下

50単位

ハ 利用定員が41人以上60人以下

47単位

ニ 利用定員が61人以上80人以下

46単位

ホ 利用定員が81人以上

45単位

ハ 重度者支援体制加算(Ⅱ)

- | | | |
|-----|-----------------|------|
| (1) | 利用定員が20人以下 | 14単位 |
| (2) | 利用定員が21人以上40人以下 | 13単位 |
| (3) | 利用定員が41人以上60人以下 | 12単位 |
| (4) | 利用定員が61人以上80人以下 | 12単位 |
| (5) | 利用定員が81人以上 | 11単位 |

注1 イについては、指定就労継続支援B型等を行った日の属する年度の前年度において、障害基礎年金1級を受給する利用者の数が当該年度における指定就労継続支援B型等の利用者の数の100分の50以上であるものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を加算する。

2 ロについては、指定就労継続支援B型等を行った日の属する年度の前年度において、障害基礎年金1級を受給する利用者の数が当該年度における指定就労継続支援B型等の利用者の数の100分の25以上であるものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を加算する。

3 ハについては、特定旧法指定施設から移行した指定就労継続支援B型事業所等が指定就労継続支援B型等を行った日の属する年度の前年度において、障害基礎年金1級を受給する利用者の数が当該年度における特定旧法指定施設の利用者の数の100分の5以上であるものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た場合に、平成27年3月31日までの間、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を加算する。

注 指定就労継続支援B型等を行った日の属する年度の前年度において、障害基礎年金1級を受給する利用者の数が当該年度における指定就労継続支援B型等の利用者の数の100分の50(平成24年3月31日までの間、特定旧法指定施設が行う指定就労継続支援B型等に係る指定就労継続支援B型事業所等にあっては、100分の5)であるものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を加算する。

4 イからハマまでのいずれかの加算を算定している場合にあつては、イからハマまでのその他の加算は算定しない。

14 目標工賃達成指導員配置加算

イ～ホ (略)

注 目標工賃達成指導員 (各都道府県において作成される「工賃向上計画」に基づき、自らも「工賃向上計画」を作成し、当該計画に掲げた工賃目標の達成に向けて積極的に取り組むための指導員)、職業指導員及び生活支援員の総数が別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援 B 型事業所等において、指定就労継続支援 B 型等を行った場合に、1 日につき所定単位数を加算する。

15 送迎加算

27単位

注 別に厚生労働大臣が定める送迎を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援 B 型事業所又は指定障害者支援施設 (国、地方公共団体又はほのぞみの園が設置する指定就労継続支援 B 型事業所又は指定障害者支援施設 (地方自治法第244条の2第3項の規定に基づく公の施設の管理の委託が行われている場合を除く。)) を除く。以下この15において同じ。)において、利用者 (施設入所者を除く。) に対して、その居室と指定就労継続支援 B 型事業所又は指定障害者支援施設との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。

16 障害福祉サービスの体験利用支援加算

300単位

注 指定障害者支援施設等において指定就労継続支援 B 型を利用する利用者が、指定地域移行支援の障害福祉サービスの体験的な利用支援を利用する場合において、指定障害者支援施設等に置くべき従業者が、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する支援

14 目標工賃達成指導員配置加算

イ～ホ (略)

注 目標工賃達成指導員 (「工賃倍増5か年計画」に基づく「工賃引上げ計画」を策定し、当該計画に掲げた工賃目標の達成に向けて積極的に取り組むための指導員)、職業指導員及び生活支援員の総数が別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援 B 型事業所等において、指定就労継続支援 B 型等を行った場合に、1 日につき所定単位数を加算する。

を行うとともに、当該利用者の状況、当該支援の内容等を記録した場合に、所定単位数に代えて算定する。

(1) 体験的な利用支援の利用の日において昼間の時間帯における訓練等の支援を行った場合

(2) 障害福祉サービスの体験的な利用支援に係る指定一般相談支援事業者との連絡調整その他の相談援助を行った場合

17 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定就労継続支援B型事業所等又は基準該当就労継続支援B型事業所（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。18において同じ。）が、利用者に対し、指定就労継続支援B型等又は基準該当就労継続支援B型を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員処遇改善加算(I) 1から16までにより算定した単位数の1000分の21に相当する単位数（指定障害者支援施設にあつては、1000分の28に相当する単位数）

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(II) イにより算定した単位数の100分の90に相当する単位数

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(III) イにより算定した単位数の100分の80に相当する単位数

18 福祉・介護職員処遇改善特別加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとし

て都道府県知事又は市町村長に届け出た指定就労継続支援B型事業所等又は基準該当就労継続支援B型事業所が、利用者に対し、指定就労継続支援B型等又は基準該当就労継続支援B型を行った場合に、1から16までにより算定した単位数の1000分の7に相当する単位数（指定障害者支援施設にあつては、1000分の9に相当する単位数）を所定単位数に加算する。ただし、17の福祉・介護職員処遇改善加算を算定している場合にあつては、算定しない。

第16 共同生活援助

1 共同生活援助サービス費（1日につき）

- イ 共同生活援助サービス費(I) 254単位
- ロ 共同生活援助サービス費(II) 209単位
- ハ 共同生活援助サービス費(III) 179単位
- ニ 共同生活援助サービス費(IV) 119単位
- ホ 共同生活援助サービス費(V) 284単位
- ヘ 経過の居宅介護利用型共同生活援助サービス費 140単位

注1～6（略）

7 へについては、指定障害福祉サービス基準附則第15条第

1項に規定する経過の居宅介護利用型一体型指定共同生活援助事業所（以下「経過の居宅介護利用型一体型指定共同生活援助事業所」という。）において、指定共同生活援助を行った場合に、平成27年3月31日までの間、1日につき所定単位数を算定する。

8 イからへまでに掲げる共同生活援助サービス費の算定に当たつて、イからホまでについては次の(1)から(4)までのいずれかに該当する場合に、へについては次の(1)、(3)又は(4)のいずれかに該当する場合に、それぞれに掲げる割合

第17 共同生活援助

1 共同生活援助サービス費（1日につき）

- イ 共同生活援助サービス費(I) 257単位
- ロ 共同生活援助サービス費(II) 211単位
- ハ 共同生活援助サービス費(III) 181単位
- ニ 共同生活援助サービス費(IV) 120単位
- ホ 共同生活援助サービス費(V) 287単位
- ヘ 経過の居宅介護利用型共同生活援助サービス費 142単位

注1～6（略）

7 へについては、指定障害福祉サービス基準附則第15条第

1項に規定する経過の居宅介護利用型一体型指定共同生活援助事業所（以下「経過の居宅介護利用型一体型指定共同生活援助事業所」という。）において、指定共同生活援助を行った場合に、平成24年3月31日までの間、1日につき所定単位数を算定する。

8 イからへまでに掲げる共同生活援助サービス費の算定に当たつて、イからホまでについては次の(1)から(4)までのいずれかに該当する場合に、へについては次の(1)、(3)又は(4)のいずれかに該当する場合に、それぞれに掲げる割合

を所定単位数に乘以て得た数を算定する。

(1)・(2) (略)

(3) 共同生活住居 (指定障害福祉サービス基準第207条に規定する共同生活住居をいう。以下第16において同じ。)
) の入居定員が8人以上である場合 100分の90
(4) (略)

9 利用者が共同生活援助以外の障害福祉サービスを受けている間は、共同生活援助サービス費は、算定しない。

1の2 (略)

1の3 夜間防災・緊急時支援体制加算

イ 夜間防災・緊急時支援体制加算(1)

(1) 利用者が4人以下

25単位

(2) 利用者が5人

20単位

(3) 利用者が6人

16単位

(4) 利用者が7人

14単位

(5) 利用者が8人以上30人以下

12単位

ロ 夜間防災・緊急時支援体制加算(II)

10単位

注1 イについては、利用者に対して夜間及び深夜の時間帯を通じて必要な防災体制を確保しているものとして都道府県知事が認めた指定共同生活援助事業所において、指定共同生活援助を行った場合に、共同生活住居の利用者の数に並び、1日につき所定単位数を加算する。

2 ロについては、夜間及び深夜の時間帯を通じて、利用者に病状の急変その他の緊急の事態が生じた時に、利用者の呼び出し等に速やかに対応できるよう、常時の連絡体制を

を所定単位数に乘以て得た数を算定する。

(1)・(2) (略)

(3) 共同生活住居 (指定障害福祉サービス基準第207条に規定する共同生活住居をいう。以下第17において同じ。)
) の入居定員が8人以上である場合 100分の90
(4) (略)

9 利用者が共同生活援助以外の障害福祉サービスを受けている間は旧法施設支援を受けている間は、共同生活援助サービス費は、算定しない。

1の2 (略)

1の3 夜間防災体制加算

イ 利用者が4人以下

25単位

ロ 利用者が5人

20単位

ハ 利用者が6人

16単位

ニ 利用者が7人

14単位

ホ 利用者が8人以上30人以下

12単位

注 利用者に対して夜間及び深夜の時間帯を通じて必要な防災体制を確保しているものとして都道府県知事が認めた指定共同生活援助事業所 (経過的居宅介護利用型一体型指定共同生活援助事業所を除く。) において、指定共同生活援助を行った場合に、共同生活住居の利用者の数に並び、1日につき所定単位数を加算する。

確保している指定共同生活援助事業所において、指定共同生活援助を行った場合に、指定共同生活援助の利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算する。

1の4 日中支援加算 270単位

注 指定共同生活援助事業所（経過的居宅介護利用型一体型指定共同生活援助事業所を除く。）が、生活介護、自立訓練、就労移行支援若しくは就労継続支援に係る支給決定を受けている利用者又は就労している利用者が心身の状況等により当該障害福祉サービス等を利用することができないときに、当該利用者に対して昼間の時間帯における支援を行った場合であつて、当該支援を行った日が1月につき2日を超える場合に、当該2日を超える期間について、1日につき所定単位数を加算する。

2～6 (略)

7 医療連携体制加算

イ・ロ (略)

ハ 医療連携体制加算 (Ⅲ) 500単位

ニ 医療連携体制加算 (Ⅳ) 100単位

注1・2 (略)

3 ハについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定共同生活援助事業所に訪問させ、当該看護職員が認定特定行為業務従事者に喀痰吸引等に係る指導を行った場合^ニ、当該看護職員1人に対し、1日につき所定単位数を加算する。

4 三については、喀痰吸引等が必要な者に対して、認定特定行為業務従事者が、喀痰吸引等を行った場合、1日につき所定単位数を加算する。ただし、イ又はロを算定してい

1の4 日中支援加算 270単位

注 指定共同生活援助事業所（経過的居宅介護利用型一体型指定共同生活援助事業所を除く。）が、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援若しくは通所による旧法施設支援に係る支給決定を受けている利用者又は就労している利用者が心身の状況等により当該障害福祉サービス等を利用することができないときに、当該利用者に対して昼間の時間帯における支援を行った場合であつて、当該支援を行った日が1月につき2日を超える場合に、当該2日を超える期間について、1日につき所定単位数を加算する。

2～6 (略)

7 医療連携体制加算

イ・ロ (略)

注1・2 (略)

る場合にあつては、算定しない。

8 通勤者生活支援加算

18単位

注 指定共同生活援助の利用者のうち100分の50以上の者が通常の事業所に雇用されているとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助を行う指定共同生活援助事業所において、主として日中において、職場での対人関係の調整や相談・助言及び金銭管理についての指導等就労を定着させるために必要な日常生活上の支援を行っている場合に、1日につき所定単位数を加算する。

9 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。10において同じ。）が、利用者に対し、指定共同生活援助を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 1から8までにより算定した単位数の100分の69に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) イにより算定した単位数の100分の90に相当する単位数

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) イにより算定した単位数の100分の80に相当する単位数

10 福祉・介護職員処遇改善特別加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとし

で都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所が、利用者に対し、指定共同生活援助を行った場合に、1から8までにより算定した単位数の1000分の23に相当する単位数を所定単位数に加算する。ただし、9の福祉・介護職員処遇改善加算を算定している場合にあっては、算定しない。

